



# 愛知

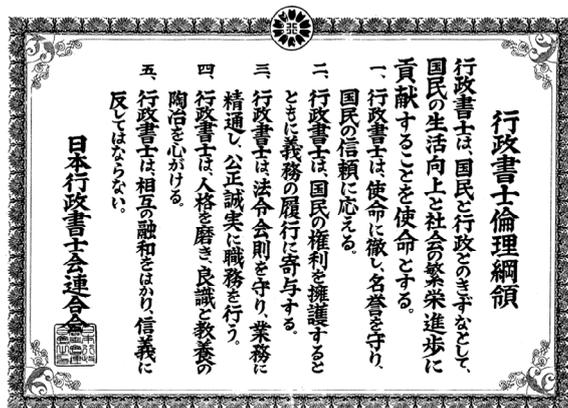
- 第42回「生活お困りごと相談会」
- インボイス制度・電子帳簿保存法の説明会
- 2月22日 行政書士記念日フォーラム “ペットと人との共生を考える”



# Contents

コンテンツ

人生100年時代を楽しむ	愛知県行政書士会 副会長 渡辺 尚美	1
第42回「生活お困りごと相談会」		2
インボイス制度・電子帳簿保存法の説明会		2
2月22日行政書士記念日フォーラム“ペットと人との共生を考える”		3
令和5年度第2回新入会員基礎研修会		4
特定行政書士ブラッシュアップ研修会		4
行政書士スタートアップセミナー		5
名古屋出入国在留管理局管轄県会員を対象とした研修会		6
公証人・行政書士による「遺言・相続 無料相談会」		6
公証人による任意後見契約、死後事務委任契約についての研修会		7
私法部初心者向け研修会		8
メディアも扱う(?) 行政法 第2回 申請者の立場になって気づくこと	名城大学法学部教授 北見 宏介	9
お知らせコーナー 常設無料相談員募集開始のお知らせ		11
ライブラリ研修動画一覧		13
初心者向け業務相談のお知らせ		15
初心者向け業務相談申込書		16
会員訪問記(尾張支部 谷口 正信会員)	会報委員 河津 真子	17
支部だより		18
事務局だより		36
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		41
コスモスあいちコーナー		48
あとがき		49



# 人生100年時代を楽しむ

副会長 渡辺 尚美

5月に入ると学生は新しい友達や先生との関係も落ち着き、学校生活に慣れてくる頃でしょう。新社会人なら業務内容や職場環境に慣れてきて、新しいスキルを習得しようとしたり、キャリアアップのために次の目標を探す頃かもしれません。しかし、社会人となって久しい私たちはといいますと、新年度になったからといって去年とあまり代わり映えしない毎日、引越してもしなければ何の変化もない事務所で、もしかしたら来年も再来年も目の前の景色は変わらないかもしれません。しかし、目には見えませんが、IT化、DXはすさまじい速さで社会を変えつつあります。

「サザエさん」に登場するサザエの父親・磯野波平の年齢が54歳の設定だということはご存じでしょうか。まるで初老の男性のように見える波平さんは現代の54歳男性と比べるとかなりのギャップがあります。波平さんは、「人生100年時代」といわれる現代からすれば人生を折り返したばかりの年齢です。行政書士会には50代でも波平さんと比べると若々しく、働き盛りで「脂の乗った」頼りになる方が多くいらっしゃいます。日行連総務部の令和5年行政書士実態調査による行政書士の年齢構成では51歳から70歳の会員割合が51.1%と半数以上を占めています。行政書士会をけん引している世代といってもいいでしょう。

さて、昭和生まれで学生だった頃にパソコンなど存在しなかった波平さん世代以上にとって、近年急速に進むIT化は大きな課題となっています。横文字やアルファベットの略語が増え、次々と新しい技術が開発されています。政府は「誰一人取り残さないデジタル化の実現」を提唱し、日行連の最大のテーマは「デジタル社会における行政書士制度の確立」であり、愛知会でも行政手続きのデジタル化に向けた「デジタル社会に機能する行政書士」へ進化することが事業計画に加えられています。

2000年代に入ってから、インターネットの普及とスマートフォンの登場により、IT技術は飛躍的に進歩しています。かつて申請書類は提出窓口にもらいに行き、手書きで書類を作成していました。それが徐々にホームページからダウンロードできるようになり、ここ数年でオンライン申請が始まりました。通信手段も電話・ファックス・携帯電話だったのが、メール、ライン、チャットワーク、メッセージ、スラックなど多種多様なツールが登場してきました。また、インターネットの普及により、法令や判例などの情報収集が容易になりました。従来は図書館や書籍で調べ物をしてきたのが、今では数クリックで必要な情報にアクセスできます。各種アプリやソフトの普及により書類作成の効率が大幅に向上しまし

た。従来は手書きで作成していた書類も、今ではパソコンで簡単に作成できます。これが、約20年の時間をかけての変遷です。しかし、この先の5年10年の変化のスピードは今までよりずっと早くなるでしょう。第5次産業革命の真ただ中にあり、デジタル技術の進展と、インターネットの普及により、新たな経済発展や社会構造までも変革せざるを得ない時代になってきました。

行政手続きのデジタル化・オンライン化は抵抗し難い時代の流れです。私たちはその時流に乗って行かなければなりません。さらに、その時流を乗りこなし、新たな存在意義を創り出し社会貢献を進めていく存在になるために努力が必要です。このことを克服すべき障害ではなく、むしろ未来へのチャレンジととらえたいと思います。できれば楽しみながら100年という長い旅路を、どのように歩むか。その選択権は私たちにあります。

人間の脳はいまだに解明されていないことも多く、いろいろな研究が進められている途上にあります。2018年、米コロンビア大学では、人間は年齢にかかわらず生涯にわたり脳の神経細胞（ニューロン）を増やし続けていることが突き止められました。その発表によれば、人間はいくつになっても脳の海馬という記憶に係る部位で神経細胞を増やし続けているのに、加齢により情報を持っている神経細胞同士がうまくつながらなかったり、その神経細胞に酸素を運ぶ能力が衰えてしまうのだそうです。適度な運動により脳の隅々まで酸素を運ぶことはもちろんですが、神経細胞のネットワークは新たな情報が刺激となってつながるのだそうです。脳が未知の情報を得る機会を絶やさないことが重要です。常に新しいことに挑戦し、刺激を受けることで神経細胞の接続が強化されるそうです。ITスキルを身に着ける。デジタル化に対応するためのツールを取り入れる。専門的知識の深化を図るなど、年齢にかかわらず好奇心を持ち、学び続け、挑戦し続けることで、その旅路は進化を歩む道となります。

さらに、歳を重ねることで物事の全体像を把握する能力や、創造する力、判断力についての経験値があがります。人々に寄り添い、より寛容で優しい人間へと成長することもできます。総合的な判断能力ではAIにまだまだ勝ると思います。つまり、ITという新しいツールを手に入れ、経験を蓄積することで、デジタルと人々をつなぐ存在として進化することができます。その手ごたえは、社会貢献の一助となり自分をより高めようとする欲求を満たし、喜びにつながります。私は、行政書士のIT化は進化・成長の機会であり、未来へのチャレンジと捉え、積極的に学び、人生100年時代を楽しみたいと思います。

## 第42回「生活お困りごと相談会」

広報部 貝田 和美

日時 令和6年1月21日(日)  
午前10時～午後3時30分

場所 ナディアパーク 3階デザインホール



名古屋自由業団体連絡協議会による「生活お困りごと相談会」がナディアパークにて開催されました。毎年恒例の相談会も今回で第42回目となり、行政書士・司法書士・社会保険労務士・土地家屋調査士・弁護士・不動産鑑定士・税理士・公認会計士・弁理士といった9士業が参加し、生活における市民の方々のお困りごとの相談に応じました。

行政書士会は広報部から野崎部長、武次長、私の3人が参加し、相続手続き・相続時の戸籍の集め方など合計4件の相談を受けました。

訪れる方々は老若男女様々で、ご夫婦や2世代のご家族が多く、複数のブースを回って相談をする方も見受けられました。法律・登記・税務など専門家が集まっていますので、抱える悩みの解決の方法をワンストップで相談できる良い機会になったのではないのでしょうか。

相談者には、抱える悩みや疑問をどこに、誰に相談したらよいか分からなかったり、ちょっと聞いてみたいという事で、この無料相談会に訪れる方もいらっしやいました。その様な方々が、今回の無料相談会で行政書士を認知し、何か困りごとの際はお近くの行政書士や行政書士会の相談会を活用するようになることを期待しています。

## インボイス制度・電子帳簿保存法の説明会

経理部 中村 美帆子

日時 令和6年1月24日(水)  
午後2時～3時

場所 愛知県行政書士会 3階

出席者 148人

(会館17人、ライブ視聴131人)



インボイス制度が始まるということで、会員の皆様からインボイス制度についての問い合わせが本会に多く寄せられるようになりました。そこで、経理部初の試みとして、説明者に昭和支部長の志水正芳会員をお迎えし、インボイス制度と電子帳簿保存法についての説明会を開催いたしました。

定刻通りに開始し、子安副会長の開会のことばのあと、竹田会長の挨拶があり、説明会が始まりました。

インボイス制度と一口に言っても対象者が幅広いので、今回は個人事業主と少人数の規模の事務所運営の方向けに的を絞ってご説明いただきました。まずは制度の成り立ちからお話が始まり、よくある疑問点や問題点についての説明があり、会場参加の皆様もうなずきながら聞き入っていました。

次に電子帳簿保存法について、具体例を挙げさせていただきながら、とてもわかりやすくお話いただきました。

その場の説明だけで終わるのではなく、今後、私たちがどのように情報を得ていけばいいかということもご教示いただき、大変有意義な説明会となりました。これからも会員の皆様に有益な情報発信をしていきたいと考えています。

## 2月22日行政書士記念日フォーラム 「ペットと人との共生を考える」

実行委員 内藤 広子

日 時 令和6年2月22日(木)  
午前11時～午後4時30分  
場 所 中区役所ホール  
参加者 約185名



ペットと寄り添い生きること、幸せなペットライフのために私たちができること。

去る2月22日、愛知県・名古屋市の後援の下、行政書士記念日フォーラム「ペットと人との共生を考える」を開催しました。

午前の部では、会員を対象とした研修会「行政書士によるペット関連業務の社会的ニーズと展望」を実施しました。講師の小林優子会員からは、許認可

から高齢者支援までの業務内容の具体的な解説があり、業務の広がりや繋がりを認識することができました。

午後の部では、「人とペットの共生するまち・なごやを目指して」と題して、名古屋市健康福祉局 主幹 尾関慎太郎様にご講演いただきました。ペットを飼うときの注意点や備えておくこと、そして、殺処分ゼロへ向けての名古屋市の取り組みなどのお話がありました。続いて、会員による寸劇「ペットと飼い主が幸せになれるペットライフ」を披露し、会場が和やかな雰囲気になったところで、座談会へと引き継がれました。登壇者は、名古屋市健康福祉局長 平松修様、主幹 尾関慎太郎様、小林優子会員、内藤広子会員で、各々の立場から現状の課題や解決の方策などについて発表がありました。最後に、業務ごとの相談ブースを設けたところ、多くの方がご相談に立ち寄られ、参加者の関心の高さが窺われました。

当日は雨模様だったにもかかわらず、大勢の方が足を運んでくださり、安堵するとともに、感謝の気持ちでいっぱいになりました。また、子安委員長はじめ実行委員の皆様、運営にご協力いただきました会員の皆様、本当にお疲れ様でした。お陰様で有意義なフォーラムとなりましたこと、心よりお礼申し上げます。

### ちょっとひと息 「環境再生・資源循環」～家電リサイクル法Q&A～

**Q** 料金を支払うこととなると不法投棄が増えることにならないですか。

**A** この法律による家電リサイクルは関係者の積極的な理解と協力により成り立つ仕組みです。特定家庭用機器廃棄物を排出する消費者及び事業者は、この法律の仕組みが円滑に機能することにより、従来の廃棄物処理とは異なる高度のリサイクルが実施されることとなること、そのための費用が必要となることを十分理解することが必要であり、料金を支払うことを忌避し不法投棄を行うことは許されないものです。

また、小売業者、製造業者等が設定する料金が、排出者の特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を妨げない妥当なものであれば、必ずしも不法投棄が増えることにならないと考えます。

なお、小売業者の引取り・引渡しについては、この法律の特定家庭用機器廃棄物管理票（マニフェスト）制度の適用となり、収集運搬段階での不法投棄は減るものと考えます。

この法律の施行に責任のある国としては、関係者の協力を得つつ、不法投棄の防止に全力で取り組みたいと考えています。

出典：環境省HP「よくある質問（Q&A集）」より

## 令和5年度第2回 新入会員基礎研修会

法務部 杉浦 伸和

日時 令和6年2月9日(金)  
午前10時～午後5時  
場所 愛知県行政書士会館 2・3階会議室  
出席者 63名



本年度第2回法務部新入会員基礎研修会は63名の  
新入会員が出席し、会館での開催となりました。子  
安副会長の挨拶から始まり、第一部は名古屋出入  
在留管理局審査管理部門の佐藤勉統括審査官の「入  
管における行政書士の申請取次について」、愛知県  
警察本部生活安全部保安課営業係の金田哲志警部補  
による「公正な申請書類等の作成について」、愛知県  
総務局総務部法務文書課の広瀬正彦課長補佐による  
「立入検査と懲戒について」の講義が収録映像の放  
映にて行われました。

第二部は、本多政連幹事長による「政治連盟につ  
いて」の説明から始まり、公益社団法人コスモスあ  
いち、本会各部（ADRセンター愛知含む）の部長等  
による講義が行われました。各部長からは、各部の  
業務説明と共に、これまでの経験に基づいた業務の  
進め方や注意すべき点などを新入会員にわかりやす  
く話され大変有意義な時間となりました。

最後は竹田会長より修了証を交付して研修会は終  
了し、閉会後の名刺交換会は新入会員の貴重な交流  
の場となりました。

新入会員の皆様には今後の活躍を期待し、講師を  
務めていただいた皆さまには感謝を申し上げます。

## 特定行政書士ブラッ シュアップ研修会

私法部 小林 幸弓

日時 令和6年2月28日(水)  
午後2時～4時30分  
場所 愛知県行政書士会館 3階会議室  
(前半オンライン配信)  
講師 名城大学 法学部 教授 北見 宏介様  
視聴人数前半のみ23名  
会館参加前半・後半17名



私法部では、昨年に引き続き、名城大学法学部教  
授 北見宏介様を講師にお招きし、特定行政書士ブ  
ラッシュアップ研修を開催いたしました。

今回の研修は、前半後半の二部構成で行いました。  
前半は、特定行政書士を取得していない会員もオン  
ライン配信で受講可能とし、「行政不服審査制度が  
ある意義と事前行政手続」をテーマにご講義いた  
だきました。行政不服審査制度や行政活動の全体像、  
審査請求での主張の構成など、特定行政書士として、  
どのような視点で考え主張すべきなのかを学ぶとと  
もに、行政不服審査の場面を行政書士が意識するこ  
とで、申請局面での能力を高める効果があるとい  
うお話がありました。

後半は、特定行政書士をすでに取得している会員  
を対象に会場のみで行いました。「事例をもとに考  
える行政手続」をテーマに、市が所有する土地の使  
用許可の事例について検討しました。市の処分によ  
りどのような違法があるのか、また、特定行政書士と  
して審査請求する場合に、どのような根拠によりど  
のような主張を行うかについて、活発なディスカッ  
ションが行われました。

講義全体をとおして、北見教授のエネルギッシュ  
でユーモアを交えたお話により、行政不服審査制度  
の理解が深まり、特定行政書士としての姿がより明  
確になったと感じました。今後もより多くの会員が  
特定行政書士を取得され、行政不服審査はもちろ  
んのこと、申請の局面からの活躍に繋がれば幸いです。

# 行政書士スタート アップセミナー

広報部員 貝田 和美

日 時 令和6年2月24日(土)  
午後2時～4時30分

場 所 名古屋サンスカイルーム A室



行政書士で開業・独立をしたい方、行政書士資格を取得のために勉強をしている方などこれから行政書士になる方々を対象にした「行政書士スタートアップセミナー」が開催されました。昨年度は「行政書士仕事説明会」として開催されたものを、コロナ禍を過ぎた今、少々名前を変え、現役行政書士の経験等を直接聞き、行政書士の魅力を感じていただける様に、すべて会場参加型として行いました。

当日は173人の申込者が次々と来場し、会場がいっ

ぱいになる中、内藤副会長による開会の辞と竹田会長の挨拶でスタートしました。行政書士の仕事についての広報が目的のため、まずはベテラン行政書士として昭和支部の千田久人会員がこれまでの長年の経験をもとに行政書士業務の魅力が話されました。続いて新人会員として登録3年の西北支部の佐橋正也会員にインタビュー形式で行政書士を開業前後の実際の経験について話していただきました。長年行政書士を続けられている方、最近行政書士になられた方がどのように業務に取り組み、活躍されているのかを直に感じることでできる良い機会であったと思います。

続いて後半では、幅広い行政書士業務の中で建設業務・運輸業務・相続業務に焦点をあて、各業務に精通した会員がフリートーク形式で話をしました。建設業務は建設環境部の立松智美次長、運輸業務は岩崎智也常務理事、相続業務は私法部の中島崇理事が登壇し、それぞれの業務内容や今後の展望などをお話いただきました。

最後に登録について本多総務部長からご説明いただき、閉会となりました。

いずれのコーナーでも質疑応答では、顧客の獲得や業務の覚え方、業務の内容など参加者から活発に質問をいただきました。予定時間を少し延長するほど参加者から次々と質問があり、双方向のコミュニケーションがとれたセミナーであったと感じました。

## ちよつとひと息 「環境再生・資源循環」～家電リサイクル法Q&A～

**Q** 排出された家電はきちんと製造業者等に引き渡され、リサイクルされることになるのですか。(特定家庭用機器廃棄物管理票とは)

**A** 小売業者は特定家庭用機器廃棄物を引き取った場合、再度使用される場合を除き、製造業者等に引き渡さなければなりません。この場合、排出者はこの法律で定める特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券。以下「管理票」といいます。)の写しを小売業者から受け取ることとなります。

小売業者が引き取った特定家庭用機器廃棄物を製造業者等に引き渡した場合、管理票には製造業者等が受け取った旨の記載(受領印など)をすることとなります。

排出者は、特定家庭用機器廃棄物が製造業者等に引き渡されたかどうか確認したいときは、小売業者に対し管理票の閲覧を請求することができ、小売業者はこれを拒むことはできません。

再度使用される場合については、小売業者は管理票の写しを排出者に交付する必要はありませんが、その場合、引取りに当たって再度使用されることとなる旨、小売業者は排出者に伝えなければなりません。

出典：環境省HP「よくある質問(Q&A集)」より

## 名古屋出入国在留管理局管轄 県会員を対象とした研修会

申請取次行政書士管理委員会 川津 聖司

日時 令和6年2月29日(木)

午後2時～4時20分

場所 愛知県行政書士会館 3階会議室

講師 法務省名古屋出入国在留管理局  
就労審査第一部門統括審査官 川本 秀子様  
永住審査部門統括審査官 水谷 友則様

参加者 22名 ライブ視聴者101名



今回の研修会は名古屋出入国在留管理局からお二人の講師をお招きし、名古屋出入国在留管理局の管轄県（愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、福井県、富山県、石川県）の会員を対象として、国際部と申請取次行政書士管理委員会の共同開催により開催されました。

まず、名古屋出入国在留管理局・就労審査第一部門の統括審査官である川本秀子様より「企業内転勤の在留資格」についてご講義いただきました。親会社、子会社、関連会社についての定義や、技術・人文知識・国際業務、経営・管理との違いなどについてご説明いただきました。

次に、名古屋出入国在留管理局・永住審査部門の統括審査官である水谷友則様より「定住者の在留資格」についてご講義いただきました。家族滞在の在留資格をもって在留し、日本で高等学校卒業後に日本で就職を希望する人が定住者の在留資格へ在留資格を変更する場合についてご説明いただきました。また、日本人の配偶者等や永住者の配偶者等から定住者への在留資格変更について許可、不許可事例を具体的な事例を挙げてご説明いただきました。

入管業務を行う会員の皆様にとって、大変有意義な研修会になったことと思います。

## 公証人・行政書士による 「遺言・相続 無料相談会」

広報部 貝田 和美

日時 令和6年3月2日(土)

午後1時30分～4時30分

場所 栄ガスビル5階 キングルーム



愛知県行政書士会と愛知公証人会が主催の「遺言・相続 無料相談会」が栄ガスビルで行われました。相談員には葵公証役場、名古屋駅前公証役場、熱田公証役場から公証人5名に参加いただき、行政書士9名を合わせた14名で事前に予約された19組の相談に対応しました。

相談の内容は相続の手続きに関する事、遺言書の作成に関するものが多く、死後事務委任などの相談も見受けられました。各相談者は公証人および行政書士の説明に熱心に耳を傾け、持ち時間の40分を有効に使っていました。

完全予約制ではあるものの、予約時間より早く来場される方も多く、少しお待ちいただく場面もありましたが、全体的にスムーズにご案内できました。

アンケートでは、公証人および行政書士に大変詳しく説明してもらえた、どうすれば良いかよく分かった等の回答をいただき、相談者の抱える疑問や悩みを軽減する一助となれたと感じます。

また、普段お世話になることも多い公証役場の公証人の方々との交流が持てたことも意義あることと感じました。

## 公証人による任意後見契約、死後事務委任契約についての研修会

私法部 小林 幸弓

日時 令和6年3月6日(水)  
午後2時～4時  
場所 愛知県行政書士会館 3階会議室  
(オンライン配信)  
講師 葵町公証役場公証人 石崎 功二様  
内容 公正証書による任意後見契約、死後事務委任契約について  
参加者 24名 ライブ視聴者 145名



私法部では、葵町公証役場公証人である石崎功二様を講師にお招きし、「公正証書による任意後見契約、死後事務委任契約について」をテーマに研修会を行いました。

まず初めに、高齢化社会の中で、クライアントがどのような不安を抱え、それに対してどのような法的な選択肢が考えられるかを整理しました。クライアントから話を聞く際の留意点として、クライアントの真のニーズを把握し意思疎通をよく図ること、

任意後見契約等制度の内容を理解しその限界を知ることなどが挙げられました。

次に、任意後見契約と公正証書について、民法や公証人法の条文にも立ち返りながら、詳細な解説がありました。任意後見と法定後見との比較や、複数人で受任できるか、介護等事実行為や死後事務委任についての記載は可能かなど具体的な事例についての解説に加え、実際の条項や代理権目録を例に挙げてくださり、大変深い内容となりました。

最後に、死後事務委任と公正証書についてお話がありました。死後事務委任の準備として、親族関係や財産関係の確認をしたうえで、委任者のニーズを見極める必要があります。

死後事務委任の公正証書の作成例として具体的な条項を示しながら講義は進み、委任事務の範囲はなるべく短期間に終了する限定的事項に限るのが相当であることや、相続人や祭祀承継者の利害に抵触しないよう遺言書の内容にも注意することなどのアドバイスがありました。さらに、委任者が賃借していた自宅の明渡しや公共料金の解約・精算、ペットの引取りに関する事務等、具体的に想定される事例について、どのような方策が必要かについてまで言及してくださいました。

遺言書に加え、任意後見契約及び死後事務委任契約は今後必要性が高まる業務です。業務に取り組みされる会員の皆さまには、今回の研修内容を基に自己研鑽に励み、実務に活かしていただければ幸いです。

### ちょっとひと息 「環境再生・資源循環」～家電リサイクル法Q&A～

**Q** 中古品を買った場合はどうなるのですか。リサイクルショップはこの法律の対象なのですか。

**A** 中古品を購入した場合は、その中古品を販売した者が引取り義務を負うこととなります。

家庭用エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を扱うリサイクルショップ、質店もこの法律での小売業者に該当し、引取り・引渡し義務、料金の公表義務などを負うこととなります。

出典：環境省HP「よくある質問（Q&A集）」より

# 私法部初心者向け 研修会

私法部 坂口 千晶

日 時 令和6年3月18日(月)

午後2時～4時

場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室

(オンライン配信)

講 師 私法部部长 平松 里香

私法部部員 中島 崇

内 容 第1部 相続手続き・遺言などの私法業務  
の取り方から進め方等

第2部 相続手続き・遺言などの私法業務  
の具体的事例及び注意点

身元保証サービス事業者調査報告

参加者 20名 ライブ視聴者 115名



2024年3月18日、行政書士会館3階会議室にて私法部初心者向け研修会が開催されました。本研修では、登録間もない方に相続の基本的な流れや遺言作成支援のポイントなど今後の業務に役立つ知識と業務獲得のヒントを学んでいただく事を目的としています。担当講師は前半「私法業務概論」が中島部員、後半「業務の具体事例・注意点」が平松部長です。

まずは中島部員が相続手続の流れを確認し、相続放棄・限定承認や遺産分割協議書についてお話ししました。弁護士や司法書士、税理士との業際については特に注意が必要な旨お伝えしました。

次は成年後見業務獲得の事例です。大府市の成年後見センター設立までの流れから、中島部員が運営

に關与し、業務を獲得するまでの話がテンポよく進みました。

前半最後は仕事の取り方です。研修参加者の皆さんが一番気になるテーマなのではないでしょうか。お話は様々な情報の収集の仕方や、ちょっとした小ネタまで、中島部員の日々の努力の積重ねを感じる大変貴重な内容でした。(ぜひオンデマンド研修を受講してください。)

後半は平松部長が遺言作成の実務を担当しました。遺言作成支援業務のポイントを確認した後、公正証書遺言、自筆証書遺言、秘密証書遺言それぞれのメリット・デメリット、注意事項なども解説しました。法定遺言事項(遺言の法的拘束力が生ずる事項)や遺言が無効となるケースのお話は、初心者でない方も知識の再確認になるのではないのでしょうか。

最後に身元保証サービス事業者調査の結果とその問題点を報告し、行政書士として高齢者へ様々な支援ができることを参加者皆さんにお伝えしてすべての講義が終了しました。

今回の研修は大変好評で会場20名、ライブ115名が参加しました。相続・遺言に対する会員の関心の高さを実感しました。

参加者の皆さんは、この研修で基本的な相続手続きや遺言作成支援業務の理解がより深まり、業務獲得のための実践的なスキルを学べたのではないのでしょうか。ぜひ、これからの業務にご活用いただきたいと思います。

今後はより実践的な内容の研修実施を目指します。ご希望のテーマなどがございましたらぜひお知らせください。

私法部会は今後も会員の知識の維持・向上させる支援を行っていきます。

# メディアも扱う（？）行政法

## 第2回 申請者の立場になって気づくこと

名城大学法学部教授 北見 宏介

この連載の第1回の原稿提出後、ブラッシュアップ研修の講師を務めた。熱心に受講下さった各位にはお礼を申し上げたい。後半は特定行政書士の会員を対象として、審査請求の局面を素材とした演習(ばいこと)を行った。

こうしたこともあり、今回は、審査請求がその対象となったニュースを取り上げよう。前回、申請局面を取り上げることを述べつつも、早速その宣言を自ら破ることになる。どうかご寛恕願いたい。

### ◆今回の事件

通常の審査請求とはやや異なり、当事者と背景の法制度に特殊なところがあるが、取り上げるのは長崎県と国に関する、次のような報道である。

IR不認定巡り 長崎県不服審査請求見送り  
3/13(水)長崎新聞

カジノを含む統合型リゾート施設(IR)整備計画の不認定を巡り、長崎県が国に対する行政不服審査請求を見送ることが12日、関係者への取材で分かった。13日の県議会総務委員会で報告する見通し。

県は2022年4月、佐世保市のハウステンボス(HTB)にIRを整備する計画を国に申請。国は昨年末、「資金調達の実確性を裏付ける根拠が不十分」などとして不認定とした。大石賢吾知事は「納得できない」として国に説明を求めたほか、同審査請求も視野に検討してきた。

一方、HTBとの用地売買契約や一部のコミットメントレター(出資・融資の意思表明書)はすでに失効。今月27日の請求期限が迫る中、県は、現状の計画では実現が困難などと判断し、同審査請求を見送るとみられる。

同審査請求を巡っては開会中の定例県議会で、大石知事が一般質問に「ハードルは高い」と答弁。IRを運営する予定だった事業者「KYUSHU

リゾーツジャパン」の大屋高志社長も総務委で「デメリットが多い」と難色を示していた。

記事は、長崎県「が」、国(国土交通大臣)に対して審査請求を行わない決定をした旨を、議会で報告したと伝えている。

行政が、別の行政を相手にして取消訴訟や不服申立てを提起することは多くはない。しかし、こうした場面があることは法制度も念頭に置いている。地方自治法96条12号では、地方公共団体が出訴・不服申立てを行う場合の議会の議決を求めている。

今回、県が審査請求を行うことを検討していたのは、特定複合観光施設区域整備法(「法」)9条による、区域整備計画の不認定処分である。法9条では、都道府県(や政令市)が、特定複合観光施設(IR施設)の「設置運営事業等を行おうとする民間事業者と共同して」、国土交通大臣に申請を行うこととされている。この申請が不認定になったわけである。法9条11項では、認定の要件について1号から7号まで規定しており、政府による基本方針に適合していることも求められる形となっている。通常の営業の自由からは外れることになるであろうIR事業の前提となる認定であり、かなり特権付与的な性格が強い、したがって広めの裁量が認められるように読める規定ぶりという印象である。

不認定通知書を参照していない下での推測ということとはなるが、観光庁のウェブページで公開されている審査委員会の見解書によれば、「資金調達の実確性を裏付ける根拠が十分であるとは言い難いこと」、「カジノ事業の収益の活用によるIR事業の継続的な実施、カジノの有害な影響の排除に関する措置の適切な実施を裏付ける根拠が十分であるとは言い難いこと」が不認定の理由とされたようにうかがわれる。

2023年12月の不認定処分がされた時点における別

の報道によれば、不認定を受けて県知事は、「IR整備の要件基準は満たしている。国と県の認識に大きな隔りがある」旨の発言を県議会の全員協議会で行っていたようである。そこで県は、法制度が存在しないという意味でインフォーマルな「質問状」も観光庁長官に送っていたとのことである。観光庁からの回答が届いていないタイミングでは「真摯な対応を求めたい」旨の知事の発言があり、その後、回答を受けては、「質問書の個々の項目に対して解説されたものではございませんでした」と知事の定例会見内で述べられていた。

### ◆事件で気になること

IR事業の推進といった政策的な面ではなく、事件における一連の動きから気になる事項として、以下3点を扱うことにしよう。

#### 1) 審査請求は却下されるか?

これは、あまり細かく踏み込むべき内容ではないかもしれないが、県が審査請求を行わないことを決めた理由は、申請時に添付された「コミットメントレター」等の効果が消滅しており、請求の利益(訴訟での「狭義の訴えの利益」)がなく、却下される可能性が高いということにあった。一定の時間の経過により訴えの利益が消滅するという裁判例は数多い。もっとも、請求の対象そのものである処分(法効果)が消滅している場合には、取消請求の対象となる効果が存在しないことにはなるが、今回はそうした状況ではない。審査請求(や拒否処分の取消訴訟)の審理構造も含めて、仮に裁決・判決が出ていたならば、格好の検討材料になっていたと思われる。

#### 2) 不認定は想定外だったのか?

事件における県の動きをみると、どうも不認定になることを想定していなかったかのようにもうかがわれる。不認定→審査請求/取消訴訟ということを念頭に置いていたならば、今回の請求/訴えの利益の消滅という事態を回避するような事前の対応がとられていてもおかしくはなかったように思われる。この事件での申請は、数多くなされるわけではない特殊なものといえるかもしれないが、一般に申請を行った時点で、許認可に係る見通しは全くつかないものなのであろうか。申請に係る分野の特徴も合わせて、まさに申請局面のプ

ロである読者の皆さんにお尋ねしたいところである。

#### 3) 県は争訟制度をどうみているか?

今回のニュースに接して最も気になったのは、この部分である。県は観光庁に対するインフォーマルな質問状送付を行い、「真摯な対応を求め」る一方で、最終的にはフォーマルなしくみである審査請求・取消訴訟の提起という手段は選択しなかった。物事に対して法的に向き合い、法的に対処することが求められ、また、その姿勢・感覚を最も十全に有していることが想定されている行政が、法によって規律される、(事後的と位置づけられる)行政手続・司法手続を用いなかったわけである。これは、上の1)の通り、却下裁決の予想による、その限りで合理的な選択で、フォーマルな手段で争うことができない「かわいそうな県」という見方もできる。

もっとも、当然のことであるが県は、今回の事件での申請者としての立場とともに、住民との関係では申請拒否処分を行い、審査請求を受ける立場にある。数でいうとこちらの方が圧倒的に多い。その県が、公権力行使を受けた局面で、審査請求の「ハードルの高さ」を感じたことを伝えるのが今回の報道である。

行政を相手に権利利益の救済を求める制度を利用する「デメリット」とは一体何なのか。不服申立て制度のあり方を考える際に、深刻にとらえるべきものとも思われる。住民から見ると、この制度の「ハードル」の向こう側に存在しており、行政は争訟制度によって守られたところに位置している。このことに、行政職員には想像力をはたらかせてほしいと考えている。

### ◆第2回のおわりに

特に法学的な解説を行うわけでもなく、記事に関する雑感ばかりとなったが、行政の職員研修の講義で行政救済法分野を扱う際に、行政がどれだけ争訟制度的に守られているか、に自身は触れることとしている。そのことの一面を示してくれる記事として取り上げた次第である。



## Information for Members — お知らせ —

会 員 各 位

愛 行 発 第 2 号

令和6年4月26日

愛知県行政書士会  
会 長 竹 田 勲  
広報部長 野 崎 晃

### 常設無料相談員募集開始のお知らせ

愛知県行政書士会では、広報活動の一環として毎月第二火曜日に常設無料相談会を開催しているほか、各関係団体や官公庁とも協力し相談会の開催をしております。

令和6年度も引き続き各種相談会等を継続開催する予定ではありますが、現在の常設無料相談員が、令和6年9月30日をもって任期満了となります。

そこで、新たに常設無料相談員及び常設無料相談補助要員を募集いたします。

下記の内容をご覧いただき、多数の応募をお待ちしております。

### 記

#### 1 対象

愛知県行政書士会の所属会員として、行政書士業務及び市民法務に関して法的思考が可能であり、知識と知恵の全てを動員し、相談者の期待や信頼に応えることの出来る人格を兼ね備えた個人会員（以下、「会員」という。）を対象とします。

#### 2 募集概要

- 1) 種別 ①A種 常設無料相談員 ②B種 常設無料相談補助要員
- 2) 主な業務内容
  - ①A種 主相談員として、相談者の対応を行なっていただきます。
  - ②B種 主相談員の補助を行い、自己研鑽を図っていただきます。
- 3) 募集人数 A種、B種合わせて合計40名程度（A種相談員30名、B種10名程度を想定）
- 4) 弁償費及び交通費
  - ①A種 本会の規程に応じて旅費を支給
  - ②B種 交通費のみ支給
- 5) 任期（A種、B種共通） 令和6年10月1日から令和8年9月30日まで

#### 3 応募資格

- 1) 会員期間を満たしていること
  - ①A種 令和6年5月1日現在、愛知県行政書士会へ入会后1年以上経過する会員
  - ②B種 問いません。（但し、既にB種相談員の経験がある方は対象外となります。）
- 2) A種については行政書士業務等の経験があること
 

下記①から③のいずれかの経験を有していることが必要です。

  - ① 行政書士業務の経験
 

令和3年から令和5年の直近3ヵ年において、何らかの行政書士業務経験を有していること。
  - ② 相談員の経験
 

当会、所属支部、行政庁その他の活動において、相談員経験を有していること。
  - ③ 当会等での活動経験
 

当会、所属支部の事業活動に運営参加した経験をいい、その内容については問いません。

- 3) 所属支部の支部長から推薦が受けられること
- 4) 必要書類※の提出及び面接が受けられること(※必要書類については、応募方法をご参照ください)
- 5) 応募時点において、行政書士法第14条に基づく処分又は愛知県行政書士会会則第37条の処分を受けていないこと
- 6) 愛知県行政書士会会則及び愛知県行政書士会規則に違反していないこと
- 7) 令和6年3月31日までに一般倫理研修の受講を修了していること
- 8) 本会が用意した誓約を遵守できること

#### 4 活動内容（令和6年度実施予定）

- 1) 本会常設無料相談会
- 2) 行政書士制度広報月間に伴う電話無料相談会
- 3) 名古屋自由業団体連絡協議会主催の各種イベント
- 4) 総務省中部管区行政評価局主催の各種相談会
- 5) その他広報活動の内、無料相談会等に関する活動

#### 5 応募方法と委嘱までの流れ（予定）

以下の必要書類を[愛知県行政書士会ホームページ内会員ページ「会員向けお知らせ」](#)からダウンロードして記入いただき、応募期間内に愛知県行政書士会宛郵送または持参してご提出ください。

##### 【 必要書類 】

- ① 応募用紙及び誓約書
- ② 活動経験報告書（※③の提出がある場合は省略可）
- ③ 相談員経験報告書（※②の提出の有る場合は省略可）
- ④ 推薦状
- ⑤ 対応可能業務一覧表

- 1) 応募期間 5月1日（水）から5月31日（金）（消印有効）
- 2) 書類審査 6月1日（土）から6月10日（月）
- 3) 面接審査 6月17日（月）

※ 面接時間については、書類審査後に結果と併せてご案内いたします。

- 4) 理事会（理事会の承認を経て決定します。） 7月中
- 5) 常設無料相談員全体会議案内 8月中
- 6) 常設無料相談員全体会議（委嘱状を交付します。） 9月中（参加必須）
- 7) 活動開始 10月1日（火）から

#### 6 その他

- 1) 各種相談は基本的に事前予約制のため、相談概要、時間等は予め確認した上で当日の対応をお願いすることになります。但し、相談者が当日直接電話し又は来館する場合があります。
- 2) A種及びB種の会員が、2名のチームを編成し相談対応を行います。相談者多数の場合などA種1名にて対応する場合があります。
- 3) 各チームで対応した相談案件は常設無料相談会委員長又は同副委員長へ報告書を提出し、委員長又は副委員長は集計した上で広報部へ報告集計書等を提出します。
- 4) 相談者から会員の紹介の意思が寄せられた場合、原則各支部長を経由し会員を紹介するものとします。
- 5) 相談者から業務を直接受任することは不可とします。
- 6) 常設無料相談員及び補助要員という名称を個人事務所の広告、名刺等へ掲載する事は不可とします。

## 研修会動画一覧

ライブラリ研修：会館にて視聴していただきます。事務局（TEL：052-931-4068）までご連絡ください。

オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】 - 【ライブラリ】 - 【研修会ライブラリ】にて各自で視聴してください。

(令和6年3月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	○
2		650	R 5.12.15	総務部実務研修会	○	○
3	建設環境部	607	R 4. 2. 7	初心者向け建設業許可申請についての研修会	○	○
4		620	R 4. 9.29	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
5		623	R 4.11.29	建設環境部業務研修会	○	○
6		627	R 5. 1.25	建設業関係業務履修講座	○	○
7		638	R 5. 8.30	建設環境部業務研修会	○	×
8		645	R 5.11.17	建設環境部業務研修会	○	○
9		652	R 6. 1.17	テーマ別建設実務研修会（第2回）	○	○
10		653	R 6. 1.25	建設業関係業務履修講座	○	○
11	運輸交通部	551	H29. 1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	○
12		595	R 3.10. 4	運輸交通部初心者向け研修会	○	○
13		599	R 3.11.29	運輸交通部業務研修会	○	○
14		615	R 4. 8. 1	行政書士業務としてのドローンの将来性についての研修会	○	○
15		624	R 4.12. 1	自動車保有関係手続きのOSS並びに車検証の電子化及び車検証交付に係る事務の委託制度に関する研修会	○	○
16		634	R 5. 4.12	封印管理委員会指定研修会	×	○
17		641	R 5.10.16	運輸交通部初級業務研修会（第二部）	○	○
18		643	R 5.11. 2	出張封印取付作業に関する初級業務研修会	○	○
19		647	R 5.12. 4	自動車保有関係手続きのOSSに関する研修会	○	○
20	国際部	509	H26.12.25	はじめての国際法1	○	○
21		510	H27. 2.18	はじめての国際法2	○	○
22		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○
23		528	H28. 4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○
24		547	H31. 2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	○
25		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	○
26		563	R 2. 1.22	国際・私法部業務研修会	○	○
27		562	R 2. 2.28	特定技能に関する研修会	○	○
28		578	R 2.12. 3	初心者中級者向け入管国際業務研修会資料	○	○
29		600	R 3.11.25	国際部初心者向け業務研修会	○	○
30		611	R 4. 6. 9	外国人の社会保険、労働保険に関する研修会	○	○
31		618	R 4. 9. 8	韓国の相続に関する研修会（私法部との合同開催）	○	○
32		625	R 4.12. 9	入管の在留申請オンラインシステムに関する研修会（特定技能等）	○	○
33	646	R 5.11.29	留学生の在留資格変更許可申請に関する研修会 【※令和6年5月31日まで掲載】	○	○	
34	土地利用部	559	R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準（主に第16号）について	○	○
35		596	R 3.10.27	一から始める土地に関する研修会	○	○
36		603	R 3.12.17	都市計画法概要及び愛知県開発審査会基準分家住宅の研修会	○	○
37		609	R 4. 2.22	農地法第4条5条許可申請書の書き方及び建築条件付売買予定地の取扱いについての研修会	○	○
38		626	R 4.12.19	所有者不明土地法の改正等及び特定都市河川浸水被害対策法（雨水浸透阻害行為許可）に関する研修会	○	○
39		628	R 5. 1.27	開発許可申請等に関する研修会	○	○

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブ러리 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
40	土地利用部	630	R 5. 2.22	「農地法許可の申請代理の注意点」及び「分家住宅に係る都市計画法手続き等の審査情報」に関する研修会	○	○
41		640	R 5.10.13	マンション管理計画認定制度に関する研修会（第二部のみ）（法人経営部と合同）	○	○
42		644	R 5.11. 6	都市計画法に関する研修会	○	○
43		649	R 5.12. 8	農地法（第3条、4条、5条許可等）に関する研修会	○	○
44		658	R 6. 3.14	生産緑地制度及び不動産調査業務の基礎に関する研修会	○	○
45	法人経営部	425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	○
46		445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	○
47		511	H27. 2.12	医療法人の設立について	○	×
48		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
49		541	H30. 3.16	オーファンワークスについての研修会 ～著作権業務の可能性～	○	○
50		564	R 2. 2.10	HACCP研修会	○	×
51		584	R 3. 3.23	初心者向け風俗営業申請手続研修会	○	○
52		585	R 3. 5.18	改正食品衛生法研修会	○	○
53		590	R 3. 8.27	初心者向け風俗営業・古物営業許可申請に関する研修会	○	○
54		605	R 4. 1.28	著作権に関する研修会	○	○
55		617	R 4. 8.30	薬機法に関する研修会	○	○
56		637	R 5. 7.24	労働者協同組合法に関する研修会	○	○
57		420	H24. 2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	○
58		488	H26. 3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	○
59		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	○
60	539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	○	
61	554	R 1. 9. 9	債権各論 契約に関する研修会	○	○	
62	571	R 2. 8.24	戸籍の見方に関する研修会	○	○	
63	591	R 3. 9. 2	事業承継に関する研修会	○	○	
64	602	R 3.12. 7	民法（相続法）改正に関する研修会	○	○	
65	608	R 4. 2.16	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※特定行政書士会員のみ受講可	○	×	
66	610	R 4. 3.17	私法部初心者向け研修会	○	○	
67	616	R 4. 8.25	相続登記義務化に関する研修会	○	○	
68	631	R 5. 3. 1	私法部初心者向け研修会	○	○	
69	632	R 5. 3.15	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※全会員受講可	○	○	
70	633	R 5. 3.31	私法部研修会	○	○	
71	636	R 5. 5.23	相続土地国庫帰属制度に関する研修会（土地利用部と合同）	○	○	
72	648	R 5.12. 6	外国人及び海外邦人の相続・遺言についての研修会	○	○	
73	654	R 6. 2.28	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※全会員受講可	○	○	
74	656	R 6. 3. 6	公証人による任意後見契約、死後委任契約についての研修会	○	○	
75	659	R 6. 3.18	私法部初心者向け研修会	○	○	
76	旧) 企画情報部 ※	534	H29. 8.28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	○
77		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	○
78		546	H30.12. 6	被災者支援に関する研修会	○	○
79		576	R 2.11.16	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【1回目】	○	○
80		580	R 3. 1.27	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【2回目】	○	○

※企画情報部につきましては令和3年4月1日施行の規則改正により統廃合されました。

## ●●● 初心者向け業務相談のお知らせ ●●●

これから業務を始める方等を対象とした業務相談についてお知らせいたします。

業務相談は、随時受付（要予約）いたしますので、ご希望の方は、愛知県行政書士会事務局まで「業務相談申込書」を FAX（052-932-3647）またはメール（mo-gyoumu@staff-aichikai-gyousei.net）送信のうえ、お問い合わせください。

- ・相談は原則として愛知県行政書士会館で行います。
- ・申し込みをされた方には、該当する部会からお電話を入れ、日程を調整いたします。日中にご連絡がとれる電話番号でお申し込みください。
- ・業務相談の当日は、相談内容に関する資料をお持ちください。
- ・相談時間は1人1時間程度を予定していますので、ご了承ください。

### 建設環境部 建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談

- 内 容 建設業許可、経営審査事項等の建設業関係業務について
- 内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について

### 運輸交通部 運輸交通関係業務相談

- 内 容 自動車登録（車庫証明含む）について

### 国際部 国際関係業務相談

- 内 容 国際関係業務について

### 土地利用部 土地利用関係業務相談

- 内 容 開発許可申請、農地転用許可申請等について

### 法人経営部 法人経営関係業務相談

- 内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）について

### 私法部 私法関係業務相談

- 内 容 相続手続き、遺言書起案、任意後見契約、契約書作成等について

愛知県行政書士会 御中

年 月 日

## 初心者向け業務相談申込書

次のとおり、業務相談に申し込みます。(該当する部に○印)

- ・ 建設環境部 建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談
- ・ 国際部 国際関係業務相談
- ・ 土地利用部 土地利用関係業務相談
- ・ 法人経営部 法人経営関係業務相談
- ・ 私法部 私法関係業務相談

支 部		会 員 番 号	
氏 名		電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的に お書き ください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647



## 尾張支部：谷口 正信会員

会報委員 河津 真子



今回は小牧市にて開業されている谷口会員の事務所を訪問しました。谷口会員は今年6月で開業12年目を迎え、尾張支部の副支部長、支部長を務められてきました。私も日頃から頼りにさせていただいております。

そんな人望が厚く、魅力あふれる谷口会員からお話を伺ってまいりました。一行政書士を目指したきっかけ、経緯を教えてください。

大学の法学部で法律を学び、「法律に携わる仕事をしたい」と考え目指しました。他土業の事務所で勤務しながら様々な案件に触れることで、やはり自らの事務所を構えて仕事をしたいと思い開業に至りました。

一どの様な業務を扱っていますか。

開発申請など土地関係の案件を多く扱っています。その他には、遺言・相続手続き案件なども取り扱っています。

一業務を通じてやりがいや達成感を感じる瞬間について教えてください。

開発申請に至るまで様々な調査と事前の許認可が必要となります。それをひとつずつ解決していき、最終的な申請を終え、顧客企業の大事なプロジェクトの一端を担えたと思える瞬間に達成感を感じます。そこに至るまでには複雑で大変なこともあります。協力して解決することにやりがいを感じています。一逆に難しさを感じることはありますか。

開発申請は多くの人と関わるので、こちらの意向が思うように伝わらないこともあります。そのため、

書類に修正が入ることもしばしばあり、一筋縄ではいかない時に難しさを感じます。

一支部の役員としての苦労や支部に対する思いがあれば教えてください。

会員内の年齢差もあるため、皆が満足のいく支部イベントの計画には苦労しましたが、いろいろな意見を取り入れつつ実行したつもりです。

また支部長の任期中はコロナ禍だったこともあり、十分な支部活動が出来なかったことも残念でした。

支部に対しては、今以上に「市民に寄り添える組織」になっていければと思います。

一趣味や人生観についても教えてくださいませんか。

趣味は「バイクとスキューバダイビング」です。と言いたいところですが、今は仕事と家族が優先で、この趣味からは遠のいています。隙間時間で読書をしています。やはり育児の時間が一番楽しいですね。もちろん大変なこともたくさんありますが…。一行政書士としての今後の展望などがあれば教えてください。

市の無料相談では終活に関する悩みをよく聞きます。もともと遺言・相続手続き案件も得意としているので遺言作成を考えている方や相続について悩んでいる方々の力になりたいと思います。

また、もし可能であれば他の土業の方と強いタッグを組んで、各種案件に即時対応できる事務所を目指していきたいです。

実務はもちろんのこと会務でもご活躍中の谷口会員のお話を伺い、私も刺激を受けました。

この度はご多忙の中お時間をいただき、誠にありがとうございました。

# 支部だより

中央  
支部

## 令和5年度 新入会員研修会

会報委員 猪子 和美

日時 令和6年2月2日(金)  
午後6時～7時30分  
場所 愛知県行政書士会館3階会議室  
参加者 25名



令和5年度中央支部の新入会員研修会が行われました。

初めに八十川支部長による支部全体の概要、行事のお話があり、近年の職務請求書を取り巻く問題、続いて愛知県行政書士会業務倫理規則を念入りに説明され、特に他士業との業務との関係性について具体的な説明がありました。続いて業際問題の実例を挙げ、分からないことがあった際には各業務部ごとと無料相談があるとの説明もあり、皆真剣に聞いていました。

後半では各業務部会の紹介と研修内容について各業務部から説明がありました。中央支部では1年を通して様々な研修・交流会を行っておりますので、積極的に参加していただけると嬉しいです。

最後に幹事の自己紹介と新入会員の自己紹介へと続けました。新入会員の中には既に専門の業務を行っている会員もあり、これから業務を行っていく会員にとって今後の参考として良い刺激になったようでした。

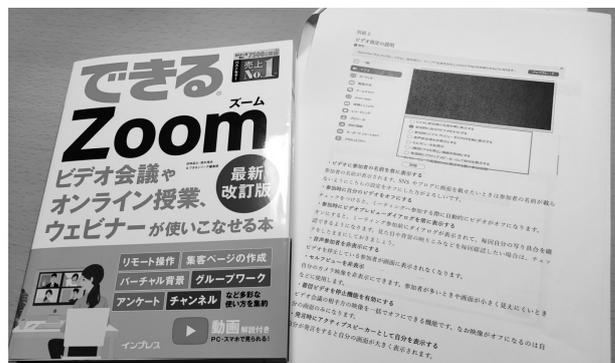
研修後の懇親会には、ほぼ全員が参加して自己紹介、名刺交換も盛んに行われて会員同士の繋がりの一助となったと思います。

岡崎  
支部

## Zoomの基礎と活用方法について

会報委員 伊東 毅

日時 令和6年2月29日(木)  
午後6時～8時  
場所 竜美丘会館 302会議室  
講師 岡崎支部 増田 尚也会員、本田 海斗会員  
参加者 8名



今回の支部研修会は、普段からZoomを活用されている2名の会員が講師を務めました。市販の書籍とポイントをまとめたレジュメをもとに2時間しっかりと学びました。

前半は、マイクの動作確認、レコーディングやチャット機能などの基本的な操作方法や「ホスト」と「参加者」の違いなどの解説がありました。

後半は、3名1組になり各自持参したノートパソコンやタブレットを使って実際にZoomでミーティングを行いました。これまで参加者としてZoomを利用したことはあっても、ホストとしてミーティングを開催することがなかった会員にとっては貴重な体験でした。

また、ワードなどのファイルを参加者全員で画面共有し、そのファイルをインターネット経由で遠隔操作する方法も学びました。この機能を使うことで遠方のお客様とZoomで会話をしながら申請書類などを修正していくことが可能になりますので大変便利だと実感しました。

行政書士としてスキルアップできた有意義な研修会となりました。

一宮  
支部

## 令和5年度第1回運輸交通部会研修会

会報委員 深川 範江

日時 令和6年1月15日(月)

午後2時～4時

場所 一宮市民会館

講師 西北支部 大石 丈浩会員

テーマ 『特殊車両通行許可申請』

参加者 9名



一宮支部では、令和5年度第1回運輸交通部会研修会を一宮市民会館にて実施いたしました。

「特殊車両通行許可申請の関係法令について学習」というテーマで西北支部の大石丈浩会員に講義をして頂きました。

道路を通行する車両が「車両制限令に基づく車両の一般的制限値」を1つでも超える時、特殊車両の通行許可が必要になります。

特殊車両通行許可申請も他の許可申請と同様にオンラインで申請という流れがあります。大石会員もオンライン申請を数多くされており、実務の話を多く伺うことができました。

申請に必要な書類には車検証の写し・委任状・諸元表・外観図・通行する道路・積載するものの情報などがありますがその内容についても詳しく説明をしていただきました。

オンライン申請は申請先の窓口に出向くことなく24時間申請書の送信ができます。メリットだけではありませんが、いろんな業務を増やしていくこともできるのではないかと思います。

今回、参加された会員にとって特殊車両許可とオンライン申請の可能性について学ぶことができたとても有意義な研修会になったと思います。

中央  
支部

## 令和5年度第2回運輸交通業務部会研修会

会報委員 猪子 和美

日時 令和6年1月23日(火)

午後2時～4時

場所 愛知県行政書士会館3階会議室

講師 石原 正大会員（豊田支部）

テーマ 『県外ナンバーの自動車名義変更依頼が来た場合の実務について～出張封印の実務～』

参加者 13名



中央支部の第2回運輸交通業務部は、愛知県行政書士会封印管理委員会の委員長である豊田支部の石原正大会員を講師にお招きし、「県外ナンバーの自動車名義変更依頼が来た場合の実務について～出張封印の実務～」というテーマで講義をしていただきました。

今回は、「県外から県内」と「県内から県外」と自動車の名義変更依頼が来たときに分けて、それぞれ調べるべき事、必要となる書類、業務について、一連の流れに沿ってお話していただき、さらに出張封印の際の実際に起きたトラブルとその対処法まで詳しく説明していただき、業務の全体像をつかむことが出来ました。

特に「県内から県外」の依頼の際に相手方行政書士の探し方、打合せ内容で確認すべきこと、さらには一番悩むであろう報酬を決める基準や注意点までと、大変貴重なお話を拝聴することができました。

また、今回の研修では実務のやり方だけではなく、自動車の名義変更から広がる業務として、運送業や産廃業の仕事へとつながるチャンスになるとのお言葉をいただき、すでに自動車名義変更の業務を行っている会員のみならず、新たに自動車の県外登録業務にチャレンジしようと思う会員にとっても、心強く有意義な研修会となったと思います。

東三  
支部

## 三士業合同研修会

会報委員 山崎 仁

日時 令和6年1月23日(火)

午後3時～4時30分

場所 豊橋商工会議所 3階ホール

講師 名古屋法務局豊川出張所 池内 良行様

名古屋法務局民事行政部不動産登記部門

田中 希美様

テーマ 『いよいよカウントダウン1・2・3～相  
続登記の義務化』

『相続土地国庫帰属制度の概要』

出席者 45名



今回、東三支部では新たな試みとして、司法書士会、土地家屋調査士会との三士業合同研修会が令和6年1月23日(火)に開催されました。

名古屋法務局豊川出張所の池内所長と名古屋法務局民事行政部の田中統括登記官を講師としてお招きし、相続登記の義務化と相続土地国庫帰属制度についてご講義していただきました。

まずは4月1日より始まる「相続登記の申請義務化」について、申請代理人である各士業の方々への正確・迅速な手続きのお願い、相続によって取得した不動産を3年以内に相続登記しない場合の過料等の説明が有りました。

後半の「相続土地国庫帰属制度」では申請件数などの統計、必要な財産は相続した上で利用できない土地は手放すことができる等のメリット、国に負担金を支払う必要が有る等のデメリット、却下要件や不承認要件等の説明がありました。

研修会後の三士業合同懇親会でも相続に関する新たな制度のスタートに向けて盛んな意見交換が交わされ、大変有意義な研修会となりました。

中央  
支部

## 新年会

会報委員 猪子 和美

日時 令和6年1月26日(金)

午後6時30分～8時30分

場所 料亭『河文』

参加者 88名



中央支部の令和5年度の新年会が開催され、江戸時代より続く、名古屋市中区の「料亭河文」で伝統と格式高い懐石料理をいただきました。

今回の新年会は、88名もの参加申し込みがあり、大変賑やかな新年会となりました。

水崎由佳子会員の司会のもと、八十川英剛支部長の年始の挨拶の後、中央支部会員でもある愛知県行政書士会の竹田勲会長の乾杯のご発声のもと、会が始まりました。

会場内は会員同士の会話や笑い声が響き渡り、各テーブルを周り挨拶や名刺交換をする姿も多く、会の中盤では令和4年度と5年度に入会された新入会員の方々の自己紹介があり、会場内は歓迎の拍手に包まれました。また本会の常務理事でもある蓬田悦子会員から「2月22日行政書士記念日フォーラム」企画立案のエピソードを交えながらの参加の呼びかけがあり、一層盛り上がりました(後日談になりますが、大変盛況なイベントでした)

目にも鮮やかで美しく、美味しい料理を堪能し、会員同士交流を深め楽しいひと時を過ごし、まだまだ名残惜しい様子も見受けられましたが、仙石秀久会員の中締めの挨拶を頂戴し散会となりました。

本年度も無事このような盛大な会を開くことができたこと、お忙しい中参加して下さった会員の皆さまに心より感謝申し上げます。

東名  
支部

## 国際部研修会

東名支部 門田 千穂

日時 令和6年1月27日(土)  
午後2時30分～4時30分  
場所 尾張旭市中央公民館1階102会議室  
講師 金 恩瑩会員(中央支部)  
テーマ 『涉外相続における実務ポイント』  
出席者 18名



今回の研修会は、国際業務に精通している中央支部の金恩瑩会員をお招きし、「涉外相続における実務ポイント」をテーマに、韓国・朝鮮籍の方が関わる相続手続きについてご講義をしていただきました。

基礎知識編では、特別永住者の法的地位や、国籍・地域欄が「韓国」又は「朝鮮」と表示されるに至った経緯とその準拠法、韓国相続法の概要を学びました。いざ相続が発生した際に備え、できるだけ手続きをスムーズに進めるため、「相続は日本法による」と指定した公正証書遺言が有効とのことでした。

実務編では、相続関係書類の収集について詳細にご説明していただきました。除籍謄本および家族関係登録各証明書の収集手順から交付申請手続まで、見本の資料を交えながらの解説で大変理解が深まりました。万一書類が整わなかったときの処理として、外国人登録原票と「韓国戸籍の調査報告書」を提出する方法もあるそうです。

事例検証編では、被相続人がそれぞれ「帰化者」「朝鮮籍」であるケースについて、具体的にお示ししていただきました。親族関係を証明していくにあたっては、韓国側から見たときの視点が重要になります。

最後に、参加された会員の方々から様々な質問が寄せられ、本テーマへの関心度の高さが伺えました。「これから韓国・朝鮮籍をお持ちの方と関わったときには、今日の講義を参考に是非チャレンジしてみたい」という声も多く聞かれ、大変有意義な研修会となりました。

### ちょっとひと息 「環境再生・資源循環」～家電リサイクル法Q&A～

**Q** 小売業者はどのようなときに引き取らなければならないのですか。

**A** この法律では、小売業者は、

[1] 自らが過去に小売販売をした特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき

又は

[2] 特定家庭用機器の小売販売に際し、同種の特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき

について、排出者がこれを排出する場所において引き取らなければなりません。つまり、排出者に対して小売業者の店舗まで持ち込むことを要請してはならず、各家庭まで引取りに行かなければならないものです。

特定家庭用機器廃棄物を排出しようとする消費者及び事業者から見れば、その特定家庭用機器を購入した店(小売業者)に連絡すれば引き取ってもらえることとなります。また、新たに製品(中古品を含む)を購入する場合は、製品を購入した店(小売業者)、排出しようとしている特定家庭用機器を過去に購入した店(小売業者)いずれに連絡しても引き取ってもらえることとなります。

なお、製品を購入した店(小売業者)に対しては、製品を購入する時点で引取りを求める必要があります。

出典：環境省HP「よくある質問(Q&A集)」より

一宮  
支部

## 令和6年 新年賀詞交歓会

会報委員 深川 範江

日時 令和6年1月27日(土)

午後6時

場所 日本料理『江美』

参加者 35名



一宮支部では、一宮市富士の「日本料理 江美」にて「令和6年一宮支部新年賀詞交歓会」を開催いたしました。

初めに今井隆昌支部長より新年のご挨拶をいただきました。1月1日に能登半島地震があり、今でも大変な思いをされている方がいらっしゃる中、開催もはばかれる気持ちはございましたが、まずは皆様が無事に新年を迎えられたこと・元気な顔を拝見できた事大変嬉しく思います。令和6年が皆さんにとってより素晴らしい年になりますようにと話されました。

次に増田ちづ子会員より一宮支部会員の苦情に関しての愛のある厳しいお話を頂きました。

乾杯の挨拶は重鎮の和田彌一郎会員がされ、賀詞交歓会は始まりました。

今回の賀詞交歓会は新入会員の参加が多くみられベテラン会員と新年の挨拶や名刺交換を通して、会員同士の交流を深める有意義な会になったと思います。

中締めは、野田邦彦会員にして頂き、盛会のうちに散会の運びとなりました。

2時間半があっという間に終わり、参加されたベテラン会員や新入会員にとっても良い出会いの場となり、一宮支部を盛り上げていくのではないかと思います。

親睦担当の玉田和弘会員・森田信頼会員お疲れ様でした。

尾北  
支部

## 研修会

会報委員 山口 勝司

日時 令和6年1月27日(土)

午後3時30分～5時15分

場所 江南市地域交流センター（トコトコラボ）

1階 会議室

講師 平松 里香会員（一宮支部）

テーマ 『成年後見制度について』

参加者 23人



尾北支部では、本会一宮支部会員であり、コスモス成年後見サポートセンター前支部長でもある平松里香会員を講師としてお招きし、成年後見制度についての講義をしていただきました。

今回の講義では、「成年後見業務を行う際の心がまえ」をサブタイトルに、実務としての成年後見業務について解説していただきました。

後見人の報酬面や、今後の業務の可能性、後見人の業務上のリスクについて、といった実務を行ううえでの疑問点や、行政書士が成年後見人になる強みなどについてとても分かりやすく、実務での経験を踏まえながら解説していただきました。

行政書士は地域偏在が少なく、都会から地方まで万遍なくいる事や、成年後見業務には相続・遺言をはじめ、様々な行政手続きなども必要になることから、行政書士が成年後見人になる強みはたくさんあり、また今後高齢化社会が進行していくと共に、成年後見業務の需要は増え、同制度は社会貢献の一つとしての側面も持っています。

こうしたことから、今後行政書士が積極的に取り組んでいく業務であると再認識することができ、実りある研修となりました。

昭和  
支部

## 令和5年度第3回 支部研修会

会報委員 上田 恵美

日時 令和6年2月1日(木)  
午後3時30分～5時30分  
場所 天白スポーツセンター1階第2会議室  
講師 碧海支部 内藤 豊会員  
テーマ 『小規模事業者持続化補助金申請支援業務  
の流れと注意点』  
出席者 18名(内9名がZoom参加)



今回は、補助金をテーマとして、中小企業診断士でもある内藤豊会員を講師としてお招きし、小規模事業者持続化補助金を中心とする基本的知識や申請業務についての研修会を実施しました。

「今回の研修を受けたら明日から補助金業務を取り扱える」というのも納得の充実した内容で、分かり易い資料をご準備頂き、その資料に沿って業務フローや押さえておくべきポイントを丁寧に解説していただきました。

小規模事業者持続化補助金の目的=販路開拓というポイントは確実に外さないこと。販路開拓にはどのような事を行うのか？そのために何に補助金を使うのか？具体的にどのくらいの収益が見込めるのか？などを、お客様にしっかりと聞きながら申請書を作成していく事がとても大切だと感じました。

また、2024年度注目の補助金や今年で終了する見込みの補助金など、最新情報も教えていただき、情報量が多く常にアンテナを張っている内藤会員に感服しっぱなしでした。

補助金申請業務を行っている会員にとっては、更に理解が深まり、これから始めようとしている会員にとっては具体的イメージが湧き、前向きになれる非常に有意義な研修になったのではないかと思います。

東名  
支部

## 運輸交通部研修会

東名支部 藤島 宏充

日時 令和6年2月3日(土)  
午後3時30分～5時30分  
場所 尾張旭市中央公民館  
勤労青少年ホーム102会議室  
講師 勝地 郁夫会員(東名支部)  
テーマ 『自動車登録の実務～車庫証明から移転登録を例に～』  
参加者 9名



東名支部運輸交通部主催の支部研修会が2月3日(土)に開催され、9名の支部会員が参加しました。

研修会は、初心者を対象として、当支部運輸交通部長勝地郁夫会員に、「明日から直ぐに実務に対応ができること」を最終目標とした『自動車登録の実務～車庫証明から移転登録を例に～』をテーマに取り上げ、車庫証明及び移転登録の実務を中心に講義をしていただきました。

まず前半では、車庫証明および登録書類の作成方法について、実際に申請書類を作成する演習形式で研修が行われました。そして、車検証の見方や記入する際の注意すべき点について、ご自身の実務経験をもとに分かりやすく丁寧に講義していただきました。

後半では、OSSについて解説していただきました。OSSでは、警察署へ出向くことが不要であること、短時間で登録が完了することなどのメリットがあり、今後はOSSシステムの更なる利便性の向上を期待する中、OSSに対する知識の醸成と活用比率の向上が必要であるなどといったことを教えていただきました。初心者を対象にした演習形式の研修ではありましたが演習を通じて活発な質疑応答が展開され、大変有意義な研修会であったと思います。

西北支部 **支部研修会 ペット後見セミナー**

会報委員 佐橋 正也

日時 令和6年2月5日(月)

午後6時～8時

場所 ウィンクあいち1209号室

講師 獣医師 奥田 順之 先生

出席者 40名



西北支部では、当支部会員でペット法務を得意とされている小林優子会員の企画立案により、ペット後見に関する研修会を実施しました。

獣医師で人と動物の共生センター理事長（NPO法人）、ペット後見互助会“ともものわ”の代表等を務めておられる奥田順之先生を講師にお迎えし、ペット後見に関する種々の取り組みや具体的な方法につ

いてご教授いただきました。

ペット後見とは、飼い主が入院や死亡などにより、万が一ペットを飼えなくなる事態に備え、飼育費用、飼育場所、支援者をあらかじめコーディネートしておくことで、飼えなくなった場合にも、最後まで飼育の責任を果たすための取り組みの総称を言い、本研修ではペット後見契約の形態や飼えなくなってしまったペットのサポートの仕方に種々の方法があることを学ぶことができました。

私たちに癒しを与えてくれるペットたちですが、昨今の高齢化社会や頻発化する災害、また多頭飼育崩壊等により、私たち人間だけでなくペットの取り巻く環境のあり方についても考えさせられる内容のお話を拝聴し、「飼えなくらいなら飼わない方が良い」という意見もありながら、ペットにはセラピー効果もあり、私たちにとってかけがえのない存在で、ペットを必要とする人達がたくさんいらっしゃるという事実も存在します。

こういった問題の中に私たち行政書士の役割を見出していく必要性を考える良いきっかけとなる研修となりました。

講師の奥田先生、本研修のためご尽力いただきました関係者の皆様にこの場をお借りし、心よりお礼申し上げます。

ちょっとひと息 「環境再生・資源循環」～家電リサイクル法Q&A～

**Q** 製造業者等はあるどのような場合に引き取らなければならないのですか。

**A** 製造業者等は、自ら過去に製造・輸入した特定家庭用機器（廃棄物）が、製造業者等の設置する指定引取場所に持ち込まれた場合、これを引き取らなければなりません。

引き取った特定家庭用機器廃棄物については、製造業者等はこの法律で定めるところにより再商品化等に必要なる行為を実施しなければなりません。

**Q** 特定家庭用機器の製造業者等はどうすれば分かるのですか。

**A** 一般的には、特定家庭用機器の表面に記載されているメーカー名で判断されることとなります。輸入業者等で直接誰が引取り義務を負っているのか分からない場合は、指定法人に照会する方法によることとなります。

なお、平成13年4月以降に製造・輸入される特定家庭用機器については、誰が引き取り及び再商品化等の義務を負う製造業者等であることを示す表示をしなければならないこととなります。

出典：環境省HP「よくある質問（Q&A集）」より

一宮  
支部令和5年度第2回  
私法部研修会

会報委員 深川 範江

日時 令和6年2月8日(木)

午後2時～4時

場所 いちのみや中央プラザ体育館

講師 弁護士 三品 さくら先生

テーマ 『契約書のチェックポイント  
～内容証明郵便の作成』

参加者 11名



一宮支部では私法部の2回目の研修として、第1回で契約書の基礎から実例まで講義を頂き、大変説得力があり好評であった三品さくら先生を講師にお迎えして「契約書のチェックポイント～内容証明郵便の作成」というテーマでお話をいただきました。

各種契約書で注意しなくてはならないチェックポイントについて、売買契約書・賃貸借契約書・遺産分割協議書・契約解除通知書の資料をもとに分かりやすく説明して頂きました。

また、契約事項が履行されなかった時の対処方法について、行政書士ができることなど業際に関しても話されました。

行政書士として依頼されることも多い内容証明郵便について、特別な法的効果はないが文書がいつ発送されたか・到着したかが法的に重要な意味を持つ場合があるので必ず配達証明付き内容証明郵便で発送することが大事であること、内容証明郵便の書き方について講義をして頂きました。

三品先生の講義がとても分かりやすく、参加された会員の今後の業務に役立てることができる有意義な研修になったと思います。

東名  
支部

## 土地利用部研修会

東名支部 西山 広明

日時 令和6年2月10日(土)

午後3時30分～5時30分

場所 尾張旭市中央公民館 102会議室

講師 日比野 慎会員

テーマ 『農地法第3条の規定による許可申請書の  
作成と手続き』

出席者 13名



令和6年2月10日(土)に土地利用部による研修会が行われました。講師は当支部の土地利用部部長の日比野慎会員が務められました。

今回のテーマは、「農地法第3条の規定による許可申請書の作成と手続き」についてです。

農地法の許可には3条、4条、5条があり、3条は農地を農地のまま、その権利関係だけを移転・設定させるもので、4条は所有者自らが農地を別の用途に変更、5条は所有者(利用者)が変更になり、かつ、農地を別の用途に変更させるものです。

4条や5条は馴染みのある業務ではありますが、日比野会員曰く去年から今年にかけて一番大きく取扱いが変わったのが農地法の3条であり、今後業務が増えることが予想されるため、今回の講義に3条の申請をテーマに取り上げご講義いただきました。

講義の内容は、申請書の記載例や添付書類を基に、実際に実務に携わっている者が具体的な注釈をするポイントなど教えていただき、より実践的なアドバイスもいただきました。その証左として、講義後に設けられた質疑応答においても、多くの質問、意見交換がなされ、大変有意義な研修会となりました。

最後になりますが、毎回このような中身のある講義をしてくださる日比野会員に感謝申し上げます。ありがとうございました。

一宮  
支部

## 令和5年度第3回 女性部会研修会

会報委員 深川 範江

日時 令和6年2月16日(金)・3月1日(金)

午後1時～3時

場所 オトギノカミマチ サンドリオン

講師 一宮支部 増田 ちづ子会員

テーマ 『遺言執行の実務とその実態  
～裁判所から遺言執行者に選任されたよ  
～』

参加者 2日間合計25名



一宮支部では女性部会の3回目の研修として、遺言執行の最前線で活躍されている一宮支部の増田ちづ子会員を講師にお迎えして、「遺言執行の実務とその実態」というテーマでお話をして頂きました。

裁判所から遺言執行者に選任されたときに遺言執

行者は最低何をしなければいけないのか・誰に、何を、いつまでにしなければいけないのかをお話して頂きました。

就任通知書の交付・財産目録作成交付・執行終了報告書は法定相続人全員にする必要があること、また遺言執行者は依頼者だけではなく、すべての相続人の代理人であり、遺留分請求をしてきた相続人の代理人でもあることも説明して頂きました。

増田会員の多くの遺言執行の実務とその実態についても貴重な資料をもとに問題がありそうな時、あった時どのような対応をされたか、また遺言執行顛末書等の書類の重要性についてもお話頂きました。

その後、会場のオトギノカミマチ サンドリオンにてアフタヌーンティーを優雅に楽しみながら、増田会員が研修では話しきれなかった事や質問や名刺交換など、親睦を深めることができたとても有意義な研修だと思いました。

増田会員の研修はとても興味深く、もっともっとお話を伺う機会があればと思いました。

遺言執行はとても大変なことがある仕事だと思いましたが、今回の研修をうけていろいろな知識を広げ遺言執行の業務のチャレンジしてみたいと思いました。

最後に会場のオトギノカミマチ サンドリオンはお店の中に入るとみんなプリンセス・プリンスになります。

### ちょっとひと息 「環境再生・資源循環」～家電リサイクル法Q&A～

**Q** 再商品化等と一体として行うべき事項とは何ですか。

**A** この法律では、製造業者等に対し、再商品化等の範囲には該当しないものではあるが、生活環境の保全に資するもので再商品化等と一体的に行うことが必要かつ適切であるものを、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を行う際に同時に行わなければならないこととしています。

その具体的内容は政令で定めることとしており、エアコンディショナー、電気冷蔵庫・電気冷凍庫とフロン類を使用している電気洗濯機・衣類乾燥機について、冷媒として使用されているフロン類の回収と、回収されたフロン類の再使用又は破壊を義務付けることとしています。

また、電気冷蔵庫・電気冷凍庫のフロン類を含む断熱材についても、(冷媒として用いられていたものと同様に)フロン類を回収して再使用又は破壊するか、フロン類を含む断熱材のまま再使用又は破壊することが義務付けられています。

出典：環境省HP「よくある質問(Q&A集)」より

豊田  
支部

## 国際・私法部 研修会

会報委員 石原 遙

日 時 令和6年2月16日(金)

午後3時～5時

場 所 崇化館交流館 第一研修室

テーマ 『顧客0から始める個人事務所の営業戦略』



「顧客0から始める個人事務所の営業戦略」と題して、中央支部の川村会員にご講義をいただきました。

個人の行政書士事務所では、多くの場合、業務そのものだけでなく営業から納品、経理、総務等のすべてを自分で行う必要があります、かけられる労力にも費用にも限りがあります。そこで、「片手間で」「自動的に」集客する＝「顧客に自分を見つけてもらう営業戦略」が重要となります。このための方法について①見込み客を見つけて連れてくる手法、②見込み客から顧客になってもらう手法の二つの観点からお話いただきました。広告にはどんな文言を載せるか、広告の効果は把握しているか。初めての依頼人と会う前にどれほどの準備をしていくか。無料で相談を受けるだけの親切なだけの人になっていないかなど、振り返ってみると自分でも心当たりのあることが沢山ありました。

また、効率よく顧客に見つけてもらうにはどうすればいいのか、行政書士ならではの特徴や落とし穴、強みなどについて、ご自身の経験を踏まえながら具体的なお話をいただきました。行政書士として何ができるのか、報酬はどのようにもらえばいいのか、行政書士の仕事はこれだと自分で決めつけてしまっていないか。最後には顧問契約についての勧めもあり、個人事務所の行政書士として、どの様に経営を行うか、沢山のことを考えさせられる研修でした。

名古屋  
支部

## 2月及び3月常設 無料相談会

会報委員 宮本 隆

日 時 令和6年2月20日(火)

午後1時～4時

令和6年3月19日(火)

午後1時～4時

場 所 中村生涯学習センター

相談員 合計10名



名古屋支部では中村生涯学習センターにて毎月第三火曜日に常設無料相談会を開催しており、令和6年2月及び令和6年3月は、予定通り開催致しました。2月は6件で平月並み、3月も6件で平月並みとなりました。また、地下鉄の広告、広報紙、行政機関の紹介及びインターネット等を見て来られたということで特定の媒体に偏りはありませんでしたが継続的な効果が見られます。

ご相談内容は令和6年4月1日から相続登記が義務化されることもあり、相続手続きに関心が高い状況が継続しています。

今回においてもご相談者様から内容をお聞きすると、相続手続きをどうすれば良いか知りたいとのことでした。一つ一つ噛み砕きながら具体的な状況を確認し内容を整理することで回答を考えますが、その中に相続したくないと考えている山林等の土地が含まれていたため「相続登記義務化」「相続土地国庫帰属制度」等を説明しつつ、やらなければならない事とやれる事を街の法律家である行政書士として分かり易く回答するよう心掛けました。一般の方々には理解が難しい点もあるため丁寧に説明することが大切だと思います。

行政書士の認知度向上と信頼向上に繋がるようにこれからも丁寧に取組んでいきたいと思っています。

尾張支部

春日井市、愛知県行政書士会尾張支部による空き家等対策に関する連携協定の締結式

尾張支部 神戸 研人

日時 令和6年2月19日(月)

午前11時～11時30分

場所 春日井市役所5階 特別応接室

出席者 石黒 直樹春日井市長はじめ春日井市より7名

尾張支部会員5名



「相続が発生してからではなく、事前に対策を取ることで、空き家問題のリスクを軽減できるよう連携を深めたい」

鈴木里佳支部長が締結式で話されたこの挨拶を、出席者全員がうなずきながら聞いていました。

行政書士の日を3日後に控えた2月19日に、春日井市と尾張支部の間で、「空き家等対策に関する連携協定」の締結式が行われました。

近年よく耳にするようになった「空き家問題」。この問題を少しでも解決していくため、春日井市と尾張支部が相互に連携し、空き家の未然防止などに向けた取り組みを行うことを目的として、連携協定が締結されました。

出席者の紹介があった後に、協定書への署名が行われ、協定が締結されました。その後、石黒直樹市長から挨拶があり、それに応える形で冒頭の鈴木里佳支部長からの挨拶が行われました。

挨拶が終わった後は歓談の時間となり、緊張も解けてきたこともあって、打ち解けた様子で会話が弾みました。最後の写真撮影では、出席者全員の自然な笑顔を見ることができました。

この協定による具体的な取り組み内容は、遺言や相続に関するセミナーや相談会を市役所と連携して実施することで、将来の空き家の未然防止としていくとともに、市役所の窓口で直接相談に来た市民の方々に対しても、両者が連携して対応していくことで空き家に対する問題解決を図っていくものとなります。

空き家問題は、高齢化や核家族化といった社会的な背景もあり、今後ますます深刻化されると予想されます。当支部では、今後も積極的に地域住民のサポートをしていければと考えています。

ちょっとひと息 「地震について」

**Q** 断層とは何ですか？

**A** 地震は、地下の岩盤が周囲から押される、もしくは引っ張られることによって、ある面を境として岩盤がずれる現象のことをいいます。このずれを断層といいます。地震による岩盤のずれによって、周辺の地層を断ち切るためにこのように呼ばれています。断層は面的な広がりがあり、断層面ともいいます。震源の深さが地表に近くなると断層が地表にまで現れることがあり、そういった断層の例としては、兵庫県の淡路島の野島断層や岐阜県本巣市の根尾谷断層が有名です。

**Q** 直下型地震とはどのような地震ですか？

**A** 一般的に「直下型地震」は、都市部などの直下で発生する地震で、大きな被害をもたらすものを指すことが多いようですが、「直下型地震」に地震学上の明確な定義はありません。

陸地で発生する浅い地震の規模は、海溝付近で発生する巨大地震に比べて小さいことが多いのですが、地震が発生する場所が浅いために直上では揺れが大きくなりやすく、そこに人が住んでいた場合は、マグニチュード6～7程度でも大きな被害をもたらすことがあります。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

尾張  
支部

## 令和5年度第2回研修会建設業許可・経営事項審査

会報委員 河津 真子

日時 令和6年2月20日(火)  
午後4時30分～6時15分  
場所 ルネック会議室A  
講師 愛知県行政書士会 建設環境部次長  
一宮支部 立松 智美会員  
出席者 20名



2月20日に、愛知県行政書士会建設環境部次長である立松智美会員をお迎えし、建設業許可業務の初心者を対象とした支部研修会を開催しました。

前半では、お客様から実際にあった問い合わせを題材に、特定建設業許可と一般建設業許可の違い、間違えやすい工事業種や建設キャリアアップシステムなどについて具体例を上げて説明していただきました。

後半では経営事項審査について、なぜ毎年受けなければならないのか、受けた後はどうすれば良いのかなど、これから建設業許可を始めたいと考えている会員にとって、最低限知っておくべきことの解説がありました。

建設業許可業務は新規許可申請をした後に依頼者との関係が終了してしまうものではなく、変更があればその都度「変更届」を提出したり、毎年「事業年度終了届」を提出する必要があるため、依頼者へのアフターフォローが大切であるとのことでした。建設業の実務に携わっている講師の方からお客様とのやりとりについて何うことは非常に興味深く、まだ業歴の浅い会員の方にも今後の参考になったかと思えます。

研修会終了後の懇親会においても、参加した会員が積極的に質問する場面もあり、非常に充実した研修会になりました。

中央  
支部

## 令和5年度第2回建設環境業務部会研修会

中央支部 武藤 佳子

日時 令和6年2月22日(木)  
午後6時～8時  
場所 愛知県行政書士会館3階会議室  
講師 鈴木 敬済会員(岡崎支部)  
テーマ 『建設業の許可申請書及び事業年度終了届について 疑問、悩み、書き方で困ったこと等に答えます』  
出席者 15名



今回の支部研修会は、岡崎支部の鈴木敬済会員をお招きして、「建設業許可申請及び事業年度終了届の基礎知識」をテーマに講義をしていただきました。

前半は、新規許可申請から更新までの流れを学び、依頼があったときに「顧客が知りたいことはなにか」「確認すべきことはなにか」について、レジュメおよび手引きにて、説明をしていただきました。

業務に入る前に顧客に説明すること、トラブルにならないように最初に確認すべきことなどの注意点も教えていただき、具体的に打合せ内容をイメージすることができました。

後半は、「工事経歴書の書き方」の間違いやすい点、「工事の種類」については、顧客が取得したいと思っている業種と建設業法の業種は異なることがあるので確認が大切なことをお話しくれました。手引きでは、読み取れない部分を分かりやすく説明していただきました。

建設業業務は、敷居の高い業務と思われがちですがしっかりと手引きを読み、お客様と話し合えば難しい業務では無いことなど、この業務のメリットや他の業務へ派生する可能性などもお話しをしてくださり、これから始めようと思っている会員には、業務の魅力を知ることができたかと思えます。質問にも丁寧に答えてくださり疑問点が解決し、有意義な研修会となりました。

昭和  
支部

## 令和5年度第4回 市民法務研究会

会報委員 上田 恵美

日時 令和6年2月26日(月)  
午後3時30分～6時  
場所 天白スポーツセンター1階第2会議室  
講師 岩木 良太会員  
テーマ 『知っておきたい相続登記の義務化のこと』  
出席者 10名



令和5年度第4回市民法務研究会が開催されました。第1部は無料相談会の実施報告、第2部は上記テーマによる研修の2部構成です。

第1部では令和5年12月から令和6年2月までの間に実施した無料相談会について担当会員（2名）より報告がなされました。今回の相談内容は個別事案に応じた遺言書や遺産分割協議書の作成に関するものであり、回答するには各事案に対する正確な分析と幅広い知識が求められるものでした。

第2部の研修会では、司法書士もされている岩木会員を講師として、前半に基本的な遺産分割や相続登記のこと、後半に今回のメインである相続登記の義務化（令和6年4月1日施行）のことについて解説をしてもらいました。前半部分では基本的なこととして、登記記録の見方から相続登記の申請に至るまでの一連の流れを正確に理解することができました。後半部分では相続登記の義務化に至った背景や手続の仕組みのこと、そして最後には5つの設定事例を通じたポイント解説がありましたので、総論から各論まで全体的な理解が進みました。また行政書士として関わることができる範囲も再認識することができました。

最新の法改正情報を身につけ社会に還元していくことの重要性を認識することができ、今回学んだことを今後の相談や日常業務に活かしていきたいと思えます。今後も最新情報を意識しながら自己研鑽に努めていきたいと思えます。

一宮  
支部

## 令和5年度第1回建 設環境部会研修会

会報委員 深川 範江

日時 令和6年2月26日(月)  
午後6時～8時  
場所 尾張一宮駅前ビル iビル  
講師 一宮支部 牛田 智之会員  
テーマ 『建設業事許可電子申請（JCIP）  
システムの概要と導入』

参加者 11名



一宮支部では、第1回建設環境部会研修会を「建設業事許可電子申請（JCIP）システムの概要と導入」というテーマで開催いたしました。

今回の研修では、令和5年1月にスタートした建設業許可・経営事項審査の電子申請システム（JCIP）について牛田智之会員に講義して頂きました。

電子申請のメリットでは、他の電子申請と同様に窓口や郵便での申請が不要でインターネットで申請・届出書類を作成して申請・届出ができることができることでエリアに縛られない申請ができることだと説明がありました。

その他に公的書類の取得省略、外部・前回のデータの再利用ができる、エラーチェック・自動計算ができることなど多くのメリットがあるが、あまり電子申請が広まっていない要因としてシステムの利用にあたっては、デジタル庁が提供する「GビズID」が必要になり行政書士はもちろんですが企業側もIDを取っていただく必要があること、また書類の不備に対してデジタルに厳しい事も説明されました。

今回の研修を受けた会員にとってJCIPを知って、今後の業務に生かすことができる有意義な研修であったと思います。

豊田  
支部

## 支部・運輸交通部 合同研修会

会報委員 石原 遙

日 時 令和6年2月26日(月)

午後2時15分～4時45分

場 所 豊田商工会議所 203号室

テーマ 『豊田市におけるドローンについて』



支部内で関心の高いドローンについて、豊田支部・豊田支部運輸交通部合同の研修会が開催されました。

研修会前半は豊田市企画制作部未来都市推進課の中村様に、「豊田市におけるドローンについて」と題してご講義いただきました。

豊田市では平成27年頃より様々な取り組みが実施されています。平成28年に結成されたドローン飛行隊は、未来都市推進課が中心となり、警察や消防だけでなく、市道・河川・公園に関わる部署や市政発信課・防災課・次世代産業課も連携し、ドローン協会と協定を結んで幅広いドローンの活用や、新たな活用方法の研究・検証を進めているとのことをお話をいただきました。

後半は一般社団法人豊田ドローン協会より、株式会社CSONドローンスクール豊田校の北原様、平岩様、やぎ建築の八木様にご講義いただきました。

北原様からはドローンに関わる法律体系とそれに伴う資格や許可等について、そして具体的に行政書士には何をしてほしいのかという、事業者の立場からのお話をいただきました。八木様と平岩様からは、実際の業務で撮影した映像や、実機を使ってその場で撮影した映像を交えながら、具体的なドローンの活用事例と、その時に飛行申請を行う際に実際に困った事例を教えてくださいました。

手続がうまくできずに切実に困っている現場の生の声に、これから行政書士として何ができるのか、考えさせられた研修となりました。

中央  
支部

## 令和5年度第2回法人 経營業務部会研修会

中央支部 西岡 友美

日 時 令和6年3月1日(金)

午後2時～3時30分

場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室

講 師 名古屋商工会議所総務管理部 宮崎 美香様

テーマ 『名古屋商工会議所の活動概要と行政書士としての活用方法について』

出席者 16名



中央支部では、第2回法人経營業務部会研修会として、名古屋商工会議所総務管理部の宮崎美香氏をお招きして、「名古屋商工会議所の活動概要と行政書士としての活用方法について」というテーマで研修会を実施いたしました。

最初に名古屋商工会議所の活動に関する概略のご説明があり、続いてその柱となる経営支援サービスや会員サービスについて、レジュメを用いて詳しくお話していただきました。

経営相談や商談会・交流会を通じた人脈形成、販路拡大のための支援のほか、士業会員のみが登録できるビジネスマッチングサイトや、人間ドック・脳ドックを割安に受診できる福利厚生など多岐にわたる支援サービスをご紹介していただき、参加者は皆熱心に耳を傾けていました。

後半では実際の行政書士会員による具体的な活用事例をご紹介していただき、商工会議所のサービスをより身近なものとしてイメージすることができました。

最後の質疑応答コーナーでも多くの率直な質問が飛び交い、参加者にとって大変意義のある研修会となりました。具体的な商工会議所のサービスについて知ることができ、会議所への入会を検討する良い機会になったものと思います。

一宮  
支部

## 令和5年度第2回建設環境部会研修会

会報委員 深川 範江

日時 令和6年3月5日(火)

午後6時～8時

場所 尾張一宮駅前ビル iビル

講師 一宮支部 牛田 智之会員

テーマ 『第2回建設業事許可電子申請（JCIP）システムの運用と実務』

参加者 11名



一宮支部では、2月26日(月)に引き続き建設環境部会の2回目の研修を開催いたしました。

「建設業事許可電子申請（JCIP）システムの運用と実務」というテーマで牛田智之会員にお話をさせて頂きました。

第2回目の研修では前回の研修でもお話しされていたGビズの取得に関して企業にとっても必要がある事・その後行政書士が委任を受けるためには2回ほど企業にやってもらうことがあり、電子申請が進まない要因になっており、それに対しての牛田会員の経験をもとに説明して頂きました。事業年度終了届の書類作成（入力）・法人事業納税証明書の取得・事業年度終了届の電子申請・経営事項審査の予約までの流れを経験をもとに話をされ、注意事項等を効くことができるとも参考になりました。

経営事項審査の補正の連絡に関してもメールではなく電話で来るなど電子申請ではあるがデジタルでなくアナログなところもあり、なかなか今すぐ電子申請を利用するかはハードルが高いところもありますが2回の研修を受けた会員にとって学びの多い有意義な研修であったと思いました。

一宮  
支部

## 令和5年度全体研修会

会報委員 深川 範江

日時 令和6年3月9日(土)

午後1時30分～4時30分

場所 アイプラザー宮

講師 一宮支部 河口 秀夫会員

テーマ 『専門知識がなくてもできる無料ホームページの作成の仕方（JIMDO編）』

参加者 5名



一宮支部では、アイプラザー宮にて全体研修会を開催いたしました。

今後、一宮支部のホームページの改修を予定しており、ホームページの一宮支部会員名簿に、会員のホームページを掲載できるようになる予定です。

このような事も踏まえ、「専門知識がなくてもできる無料ホームページの作成の仕方」というテーマで、河口秀夫会員に研修をしていただきました。

参加した会員は、各自パソコンを持参して河口会員の説明と資料をもとに実際にホームページの作成の仕方を学びました。レイアウトを選ぶ・画面の新規設定方法・画面の「レイアウト変更」「背面スライド設定」の方法を説明していただきました。

時間内にはホームページの作成は完了できませんでしたが、今回の研修で教えていただいたことや資料を参考にして自分なりのホームページを作成してみたいと思いました。

今回の研修で作成したホームページも一宮支部のホームページとリンクできるようになれば、新たな顧客獲得方法の1つになるので、ホームページを完成させ営業のツールとして活用できればと思います。

参加された会員にとってもホームページを作成する良いきっかけになった研修だったと思います。

📎  
碧海  
支部

## 令和5年度第4回 支部研修会

会報委員 鈴木 景子

日時 令和6年3月8日(金)  
午後3時30分～5時30分  
場所 刈谷市相生町1丁目1番地6  
刈谷市産業振興センター 5階特別会議室  
講師 岡田 英紀会員  
濱田 毅会員  
佐野 佳見会員  
テーマ 『コスモス会員による後見制度の研修会』  
参加者 23名



令和5年度4回目の碧海支部研修会として、支部会員の中でもコスモス会員として登録して活動しておられる岡田会員・濱田会員・佐野会員に講師をお

引き受けいただき、「コスモス会員による後見制度の研修会」を実施いたしました。コスモスあいちの副支部長でいらっしゃる伊福会員にもお越しいたいただき、コスモスあいちの活動についても説明をしていただきました。

まず初めに、コスモス会員が以前一般の方に向けて演じた後見制度についての寸劇の動画を鑑賞しました。高齢者施設でのやり取りや、どういう場面で後見制度を利用するといったのかという事が一般の方にも分かりやすく説明されていて、日々行政書士の広報活動にも力を入れられているということがよく分かりました。

次に7、8人のグループに分かれ、後見制度への理解を深めるために討論し、コスモス会員が筆頭となり質疑応答を行いました。法定後見と任意後見の違いや手続きの進め方などを詳しく解説していただき、理解を深めました。任意後見人には取消権がないということは注意が必要だなと感じました。また、任意後見契約の場面では任意後見契約だけでなく、遺言書の作成や見守り契約、死後事務委任契約などの関連する業務もあり、依頼者に提案できるものが横断的にあるということも分かりました。

社会貢献の意味合いが大きい業務ですが、行政書士として地域の方に貢献できる大変意義のある業務だと感じました。まだ後見制度を業務にしていない会員にとっても成年後見制度への理解が進み、大変有意義な研修となりました。今後の業務に活かしていきたいと思います。

### ちょっとひと息 「地震について」

**Q** 震源域とは何ですか？

**A** 地震は地下の岩盤がずれて起こるものです。地震が発生したときの岩盤のずれ（断層）が生じた領域のことを震源域と言います。一般的に震源域の長さはマグニチュード7の地震では数十km程度、マグニチュード8の地震では100～200km程度、マグニチュード9の地震で500～1000km程度です。なお、震源は岩盤のずれが始まったところを指すのに対し、震源域は岩盤にずれが生じた領域全体を指します。

**Q** 活断層とは何ですか？〇〇市にはどのような活断層があって、地震が起こる可能性はどのくらいあるのですか？

**A** 通常は地表に現れている断層と認められる地形のうち、最近の地質時代（ここでは第四紀のうち概ね約170～200万年前から現在までを指します）に活動し、今後も活動しそうな（＝地震を発生させるような）ものを活断層といます。それぞれの活断層について地震が起こる可能性などの評価は、政府の地震調査研究推進本部において行われております。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただく質問」より

一宮  
支部

## 令和5年度第2回 国際部会研修会

会報委員 深川 範江

日時 令和6年3月15日(金)  
午後5時30分～7時30分  
場所 尾張一宮駅前ビル (iビル)  
講師 中央支部 蓬田 悦子会員  
テーマ 『入管業務のはじめの一步』  
参加者 15名



一宮支部では、前回の国際業務の研修に引き続き愛知会の国際部部長である蓬田悦子会員を講師にお迎えして、「入管業務のはじめの一步」のテーマで今回は入管業務を中心に講義をしていただきました。

今井隆昌支部長から「トップクラスのスキルを持つ国際部部長の蓬田会員の講義を間近で聞くことができるまたとない機会でありますので今後の業務に生かして頂きたい」と冒頭で挨拶がありました。

入管業務の流れとしては、依頼者と直接面談することが必要で必ず在留カード等で本人確認が必要であると話されました。また、委任契約書の作成に関しては詳細に明記しトラブルになる原因を極力ないようにする事も大事であると話されました。

在留期間更新許可申請書の記入の仕方・申請書の中で特に確認が必要な箇所の説明を実際の申請書を基に説明していただきました。また、書類の内容の確認は1つ1つ行い、署名してもらうようにされていると話をされました。国際業務を行う時の注意点として申請内容に関して虚偽の説明をしない事・絶対だめなことは断る事など実際経験されたことを元に説明していただきました。

今回の研修を受けて、自身の国際業務に関しても今一度見直し、今回の研修で教えていただいた事を業務に生かしていきたいと思いました。

豊田  
支部

## 研修セミナー

会報委員 石原 遥

日時 令和6年3月22日(金)  
午後1時～5時  
場所 豊田商工会議所 203号室  
テーマ 『建設業集客セミナー』



豊田支部建設環境部主催の「建設業集客セミナー」が開催されました。中央支部の坪井会員、一宮支部の立松会員、そして東京会から大西先生が講師としてお越し下さり、豊田支部の小川建設環境部長の司会の下、4時間に渡り建設業に特化した集客・事務所運営手法のお話をいただきました。

参加者の募集にあたり、支部内への連絡ばかりでなくSNSを利用したこともあり、豊田支部内は勿論、新潟から広島まで、遠方からも多数の参加者がありました。

ご講義では、開業から現在までのお話や営業手法とその効果などのリアルなお話から、建設業を軸とした業務構成、そして営業や事務所経営の理念などのディープなお話まで、他ではまず聞くことのできない貴重なお話をたくさんいただきました。

ご講義の合間に参加者同士の意見交換の時間もあり、短い時間にも関わらず、会場中で活発なやり取りが交わされました。

建設業に特化したお話でしたので参加者もイメージを持ちやすく、今日の話の内容をどう自分の事務所運営に生かすかが楽しみでならない、そんな期待いっぱいの雰囲気になっていました。

終了後は懇親会もあり、講師への質問や参加者同士の意見交換で盛り上がり、非常に充実したセミナーとなりました。

中央  
支部令和5年度第2回国際  
私法業務部会研修会

中央支部 小林 幸弓

日時 令和6年3月19日(火)

午後6時～8時

場所 愛知県行政書士会館 3階大会議室

講師 蓬田 悦子会員 (中央支部)

テーマ 『初心者向け帰化許可申請について』

出席者 39名



中央支部の今年度最後の研修会は、愛知県行政書士会国際部担当常務理事である蓬田悦子会員をお招きし、「初心者向け帰化許可申請について」をテーマにご講義いただきました。

まず初めに、国際法第4条及び第5条の条文から、

帰化とは何か、帰化の要件は何かを確認しました。

次に、講師の実際の経験談を交えながら、帰化申請の具体的な流れの解説がありました。帰化申請は、準備から許可までの期間が長く、資料も膨大です。依頼者との面談から法務局での事前相談、申請書作成、帰化申請、審査、面接、許可までの流れの中で、行政書士としてどの段階でどのように関わることができるのかを、注意点などと共にお話していただきました。

休憩を挟み講義の後半では、「帰化許可申請のてびき」掲載の申請書記載例のほか、実際の申請で使う資料を例にポイントを教えていただきました。今回の参加者は業務未経験者も多かったため、実際の様式や資料に触れることで理解が深まったのではないかと思います。

帰化申請をテーマにした研修会は、中央支部では6年ぶりということもあり、大変多くの会員より参加申込みがありました。休憩前と講義後に質問を受け付けたところ、多くの質問があがり、帰化申請業務への関心の高さを感じました。蓬田会員の講義は大変分かりやすく、参加者も業務の具体的なイメージを掴めたと思います。今回の研修会で得た知識を実務で活かしていただければ幸いです。

また、研修会後に行われた懇親会には、遅い時間にも関わらず36名が参加し、講師や会員同士の懇親を深めることができました。

## ちょっとひと息 「地震について」

**Q** 地震はどうして起きるのですか？

**A** 地震とは、地下の岩盤が周囲から押される、もしくは引っ張られることによって、ある面を境として岩盤が急激にずれる現象のことをいいます。この岩盤の急激なずれによる揺れ（地震波）が周囲に伝わり、やがて地表に達すると地表が「揺れ」ます。私たちはこの「揺れ」で、地震が地下で発生したことを知ります。

**Q** プレートとは何ですか？

**A** プレート (plate) はもともと英語で板を意味します。地学の分野では、地球表面を覆う岩石の層のことです。地球の半径約6,400kmに比べて、プレートは、厚さ10～100km程度の板のように見えるので、このように呼ばれます。世界中の地震の発生場所を見ると、細長く帯状に配列しています。この帯がプレートとプレートの境界に相当し、世界は10数枚の主なプレートで隙間なく覆われています。それぞれのプレートは相対的に動いていて、その境界ではプレート同士が衝突したり、一方のプレートの下にもう一方のプレートが潜り込んだり（沈み込んだり）しています。そのときにプレートにかかる力が原因となって地震が発生します。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

# R e p o r t

— 事務局 — 

## 令和6年2月

1日(木)	<p>子安副会長 日行連裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部会議出席          渡辺副会長 日行連職務上請求書関係事務取扱責任者会議出席          千田理事 日行連法教育推進委員会出席          令和6年度の丁種封印再委託にかかる事前研修会開催          渡辺副会長、蓬田常務理事 名古屋出入国在留管理局訪問</p>
2日(金)	<p>岩崎常務理事 日行連運輸交通部会出席          佐藤委員長 日行連OSS対策特別委員会出席          正副会長会開催          予算に関する打合せ開催          蓬田常務理事、中山委員長、松田委員 中部地区申請取次行政書士管理委員会との意見交換会出席          内藤・渡辺副会長 東海北陸厚生局来会対応</p>
5日(月)	<p>内藤副会長 日行連権利擁護推進委員会出席          新規登録受付          総務部会開催          監察委員会開催</p>
6日(火)	<p>内藤副会長 日行連権利擁護推進委員会出席          新規登録受付          一般倫理研修（豊田支部会場）開催          法人経営部会開催          ADR手続説明会開催          渡辺副会長、蓬田常務理事 名古屋国際センター訪問</p>
7日(水)	<p>竹田会長 日行連正副会長会・常任理事会出席          一般倫理研修（知多支部会場）開催          広報部会開催          渡辺副会長、野崎常務理事 職務上請求書確認</p>
8日(木)	<p>竹田会長 日行連常任理事会出席          竹田会長、本多常務理事 日行連規制改革委員会出席          竹田会長、中村常務理事 日行連行政書士制度調査室各分科会会議出席          申請取次行政書士管理委員会指定研修会開催          苦情対応委員会開催          2/22行政書士記念日企画実行委員会開催          親族調査打合せ開催</p>
9日(金)	<p>竹田会長、中村常務理事 日行連行政書士制度調査室全体会議出席          新入会員基礎研修会開催          早川副会長 中部管区行政評価局訪問          野崎常務理事 プレスリリース記者クラブ訪問</p>

## ■令和6年2月

13日(火)	<p>           本会常設無料相談会開催            総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催            部長会開催            会報3月号校正会議開催            予算に関する打合せ開催            行政書士スタートアップセミナー打合せ開催            蓬田・勝田常務理事 職務上請求書確認         </p>
14日(水)	<p>           竹田会長 日行連自由民主党行政書士国會議員懇談会出席            岩崎常務理事 日行連運輸交通部会出席            中山委員長 日行連申請取次行政書士管理委員会・中地協申請取次行政書士管理委員会責任者会議出席            2月22日行政書士記念日フォーラムリハーサル・リハーサル後打合せ開催         </p>
15日(木)	<p>           実務経験者向け風俗営業許可申請等実務者研修会開催            岐阜会との経審要員についての意見交換会開催            蓬田常務理事 あいち産業振興機構受託打合せ出席         </p>
16日(金)	<p>           竹田会長、早川・子安副会長、中村・松葉常務理事 中地協各单位会の第2回担当者会議出席            野崎常務理事 公証役場表敬訪問         </p>
17日(土)	<p>2月22日行政書士記念日フォーラムリハーサル開催</p>
19日(月)	<p>           中部運輸局との意見交換会開催            愛知県警・風俗環境浄化協会との意見交換会開催            2月22日行政書士記念日フォーラムリハーサル開催            芳賀常務理事 職務上請求書確認         </p>
20日(火)	<p>           登録書交付式            ADR運営委員会開催            ADR手続説明会開催            渡辺副会長 あいち産業振興機構受託打合せ出席         </p>
21日(水)	<p>           本多常務理事 日行連特定行政書士制度推進担当者会議出席            早川副会長 日行連新会員管理システム説明会出席            国際部会開催            竹田会長、早川副会長、本多常務理事 愛知県情報政策課DX推進室訪問            野崎常務理事 プレスリリース記者クラブ訪問            平松常務理事 職務上請求書確認            木町委員 封印払出書確認         </p>
22日(木)	<p>           2月22日行政書士記念日フォーラム開催            経営事項審査要員面接開催         </p>
23日(金)	<p>竹田会長、内藤副会長、中村常務理事 神奈川会市民公開講座出席</p>
24日(土)	<p>行政書士スタートアップセミナー開催</p>
26日(月)	<p>           申請取次行政書士管理委員会開催            親族調査考査開催            会員ご親族聴き取り調査開催         </p>
27日(火)	<p>           竹田会長 日行連経理部会出席            法務部会開催            建設業許可申請等受付補助業務要員面接開催         </p>

事務局だより

■令和6年2月

28日(水)	竹田会長 日行連経理部会出席 特定行政書士ブラッシュアップ研修会開催 予算に関する打合せ開催 建設環境部業務相談会開催 伊福副会長 職務上請求書確認
29日(木)	早川副会長 日行連第6回許認可業務部建設環境部門会議出席 子安副会長 日行連ADR推進本部会議出席 名古屋出入国在留管理局管轄県会員を対象とした研修会開催 一般倫理研修(名南支部会場)開催 私法部会開催

■令和6年3月

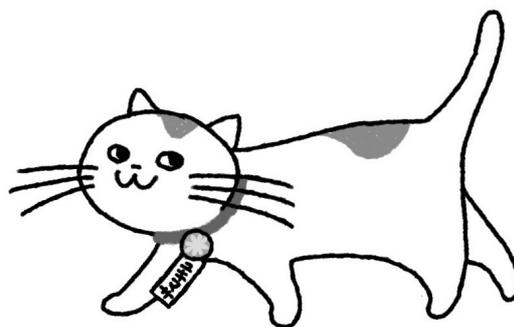
1日(金)	早川副会長 日行連許認可業務部建設環境部門書籍執筆会議出席 渡辺副会長 日行連デジタル推進本部と東北地方協議会デジタル担当者との意見交換会出席 竹田会長 中地協第4回理事会出席 渡辺副会長 あいち産業振興機構受託打合せ出席 佐藤常務理事 職務上請求書確認 八十川理事 封印払出書確認
2日(土)	公証人との遺言・相続無料相談会開催 早川副会長 宅建協会光岡新吾氏黄綬褒章祝賀会出席
4日(月)	新規登録受付 正副会長会開催 丁種封印契約説明会及び基礎研修会開催 自販連との懇話会開催 運輸交通部業務相談会開催 渡辺副会長、野崎常務理事 職務上請求書確認
5日(火)	新規登録受付 一般倫理研修(会館)開催 ADR手続説明会開催 竹田会長、子安副会長、中村常務理事 伊藤倫文弁護士事務所訪問
6日(水)	竹田会長 日行連正副会長会・常任理事会出席 新規登録受付 公証人による任意後見契約、死後事務委任契約についての研修会開催 八十川理事 封印払出書確認
7日(木)	竹田会長 日行連常任理事会出席 早川・子安副会長 日行連なりわい補助金セミナー出席 竹田会長 全行団会議出席 新規登録受付 在留資格「経営・管理」と会社設立の関連性に関する研修会開催 私法部業務相談会開催 勝田常務理事、石原委員 開発許可制度研修会出席

## ■令和6年3月

8日(金)	<p>予算に関する打合せ開催          竹田会長、早川・子安・内藤副会長、本多・野崎常務理事 社労士会との意見交換会・懇親会出席          子安・内藤・渡辺副会長、松葉常務理事 名古屋市健康福祉局地域ケア推進課訪問</p>
11日(月)	<p>部長会開催          綱紀委員会開催          名古屋国際センター行政書士相談員面接開催</p>
12日(火)	<p>岩崎常務理事 日行連国交省との意見交換会出席          本会常設無料相談会開催          総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催          職務上請求書等管理員会開催          私法部業務相談会開催</p>
13日(水)	<p>土地利用部業務相談会開催          本多・勝田常務理事 雨水浸透審査補助業務受託事業打合せ出席          蓬田・勝田常務理事 職務上請求書確認</p>
14日(木)	<p>生産緑地制度及び不動産調査業務の基礎に関する研修会開催          土地利用部会開催          予算に関する打合せ開催          行政書士スタートアップセミナー総括開催          名古屋国際センター行政書士相談員面接開催</p>
15日(金)	<p>子安副会長 なごやペットパートナーシップ登録事業所研修会出席          伊福副会長、芳賀常務理事、大野理事 愛知県警本部訪問          岩崎常務理事 封印払出書確認</p>
18日(月)	<p>私法部初心者向け研修会開催          正副会長会開催          経理部会開催          八十川理事 封印払出書確認</p>
19日(火)	<p>竹田会長 日行連行政書士制度調査室会議出席          建設環境部会開催          親族調査連絡会開催          雨水浸透審査業務に係る連絡会開催          ADR手続説明会開催</p>
21日(木)	<p>登録証交付式          法務部会開催          法人経営部会開催          総務部打合せ開催          早川副会長、中村常務理事 県税務課来会対応          芳賀常務理事 職務上請求書確認</p>
22日(金)	<p>理事会開催          部長会開催          内藤副会長、貝田理事 名古屋自由業団体第128回定例会・懇親会出席          平松常務理事 職務上請求書確認</p>

## ■令和6年3月

25日(月)	竹田会長 日行連給与等裁定会議出席 子安副会長 日行連裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部 事業に関する打合せ出席 一般倫理研修（会館）開催 広報部会開催 雨水浸透審査要員書類審査
26日(火)	竹田会長 日行連給与等裁定会議出席 申請取次行政書士管理委員会開催 名古屋国際センター行政書士相談員委嘱状交付式 あいち外国人起業&経営支援センター専門家相談員交付式 ADR調停担当者会議・会議事前打合せ開催 雨水浸透審査要員面接開催
27日(水)	子安副会長 日行連裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部会議出席 会報5月号編集会議開催 建設業許可申請等受付補助業務要員全体会議開催 経営事項審査補助業務要員必須連絡会開催 伊福副会長 職務上請求書確認
28日(木)	竹田会長 日行連常任理事会出席 早川副会長 日行連第7回許認可業務部建設環境部門会議出席 子安副会長、本多常務理事 尾張旭市との災害時における被災者相談業務に関する協定調印式出席 伊福副会長 一宮建設事務所訪問 佐藤常務理事 職務上請求書確認
29日(金)	竹田会長 日行連大規模災害本部対応会議出席 早川副会長 日行連許認可業務部建設環境部門書籍執筆会議出席 竹田会長 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋25周年祝賀会出席



令和6年4月1日現在



# 会員の動向



個人会員数 3,290人  
法人会員数 99法人

## 新規登録入会者の紹介



登録番号 第24190212号  
会員番号 第6947号  
入会年月日 令和6年2月1日  
氏名 竹中 啓倫

事務所 竹中啓倫行政書士事務所  
名古屋市中西区西中島二丁目615番地  
電話番号 052-383-2160 所属支部 名古屋



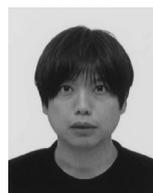
登録番号 第24190216号  
会員番号 第6951号  
入会年月日 令和6年2月1日  
氏名 井上 智義

事務所 高岳行政書士事務所  
名古屋市東区東桜一丁目5番12号 ホワイトヒルズ東桜303  
電話番号 052-228-1236 所属支部 中央



登録番号 第24190213号  
会員番号 第6948号  
入会年月日 令和6年2月1日  
氏名 一江 己希子

事務所 行政書士法人一江事務所  
名古屋市西区花の木二丁目12番1号  
電話番号 052-531-2346 所属支部 西北



登録番号 第24190217号  
会員番号 第6952号  
入会年月日 令和6年2月1日  
氏名 福田 久人

事務所 福田久人行政書士事務所  
安城市三河安城南町一丁目15番地8 サンテラス三河安城ビル6階 628号室  
電話番号 0566-71-5820 所属支部 碧海



登録番号 第24190214号  
会員番号 第6949号  
入会年月日 令和6年2月1日  
氏名 多田 恵加

事務所 けいか行政書士事務所  
名古屋市緑区黒沢台一丁目302番地の2  
電話番号 所属支部 名南



登録番号 第24190218号  
会員番号 第6953号  
入会年月日 令和6年2月1日  
氏名 門廻 吉明

事務所 行政書士せと事務所  
あま市篠田稲荷165番地1  
電話番号 050-1537-9626 所属支部 海部



登録番号 第24190215号  
会員番号 第6950号  
入会年月日 令和6年2月1日  
氏名 森 宏之

事務所 新大和行政書士事務所  
名古屋市瑞穂区駒場町7丁目14番地の1  
電話番号 052-322-0631 所属支部 名南



登録番号 第24190219号  
会員番号 第6954号  
入会年月日 令和6年2月1日  
氏名 青木 翼

事務所 行政書士青木翼事務所  
名古屋市昭和区鶴羽町2丁目20番地3 ツルハビル  
電話番号 052-745-5611 所属支部 昭和

## 会員の動向



登録番号 第24190220号  
会員番号 第6955号  
入会年月日 令和6年2月1日  
氏名 大久保 聖

事務所 行政書士法人MediBATO  
名古屋市千種区則武二丁目3番2号 サン・オフィス名古屋7階 756号室  
電話番号 090-8702-2562 所属支部 名古屋



登録番号 第24190393号  
会員番号 第6960号  
入会年月日 令和6年3月1日  
氏名 加藤 大資

事務所 加藤行政書士事務所  
名古屋市千種区丸山町一丁目66番地 月見ハイツ2A号  
電話番号 所属支部 中央



登録番号 第24190389号  
会員番号 第6956号  
入会年月日 令和6年3月1日  
氏名 浅井 幸和

事務所 あさい行政書士事務所  
岡崎市美合町字天白117番地1  
電話番号 0564-83-5817 所属支部 岡崎



登録番号 第24190394号  
会員番号 第6961号  
入会年月日 令和6年3月1日  
氏名 山田 由紀恵

事務所 フジ相続行政書士法人  
名古屋市中区栄一丁目2番7号 名古屋東宝ビル5階  
電話番号 所属支部 中央



登録番号 第24190390号  
会員番号 第6957号  
入会年月日 令和6年3月1日  
氏名 吉永 恵子

事務所 吉永行政書士事務所  
知多市日長字会ヶ前79番地の1  
電話番号 0569-43-9421 所属支部 知多



登録番号 第24190395号  
会員番号 第6962号  
入会年月日 令和6年3月1日  
氏名 榊原 大志

事務所 行政書士さかきばら事務所  
刈谷市半城土町北十三塚3番地1 ティーワン半城土1F  
電話番号 0566-87-5267 所属支部 碧海



登録番号 第24190391号  
会員番号 第6958号  
入会年月日 令和6年3月1日  
氏名 宮田 啓史

事務所 ORION行政書士オフィス  
一宮市松降二丁目5番地14 グレイス松降408号  
電話番号 0586-50-2838 所属支部 一宮



登録番号 第24190396号  
会員番号 第6963号  
入会年月日 令和6年3月1日  
氏名 田村 嘉隆

事務所 フジ相続行政書士法人  
名古屋市中区栄一丁目2番7号 名古屋東宝ビル5階  
電話番号 所属支部 中央



登録番号 第24190392号  
会員番号 第6959号  
入会年月日 令和6年3月1日  
氏名 犬飼 慎一

事務所 行政書士いぬかい事務所  
一宮市三条字道東80番地6 オーシマビル203号  
電話番号 070-8937-6434 所属支部 一宮



登録番号 第24190397号  
会員番号 第6964号  
入会年月日 令和6年3月1日  
氏名 田口 歩

事務所 行政書士たぐち事務所  
名古屋市中村区名駅5丁目31番10号 リンクス名駅ビル6階S-01号室  
電話番号 050-6875-7894 所属支部 名古屋



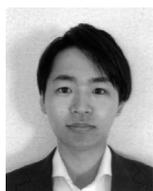
登録番号 第24190398号  
 会員番号 第6965号  
 入会年月日 令和6年3月1日  
 氏名 三浦 はるみ

事務所 はるみ行政書士事務所  
 西尾市西幡豆町大塚11番地10  
 電話番号 090-8074-9697 所属支部 西尾



登録番号 第24190401号  
 会員番号 第6968号  
 入会年月日 令和6年3月1日  
 氏名 橋ヶ迫 剛

事務所 ふなまち行政書士事務所  
 豊橋市船町94番地 レスポール船町2F  
 電話番号 080-3803-4536 所属支部 東三



登録番号 第24190399号  
 会員番号 第6966号  
 入会年月日 令和6年3月1日  
 氏名 小原 魁人

事務所 名古屋・東京行政書士法人 名古屋本社  
 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルヂング11階  
 電話番号 052-856-5536 所属支部 名古屋



登録番号 第24190402号  
 会員番号 第6969号  
 入会年月日 令和6年3月1日  
 氏名 瀬瀬 千佳

事務所 瀬瀬千佳行政書士事務所  
 名古屋市中村区川崎町2丁目9番地の1(リフレックス103号)  
 電話番号 052-753-9384 所属支部 中央



登録番号 第24190400号  
 会員番号 第6967号  
 入会年月日 令和6年3月1日  
 氏名 酒井 博規

事務所 サカイ行政書士事務所  
 名古屋市中区福德町7丁目86番地の6  
 電話番号 090-6467-1379 所属支部 西北



登録番号 第24190403号  
 会員番号 第6970号  
 入会年月日 令和6年3月1日  
 氏名 北川 晃一

事務所 行政書士北川晃一事務所  
 名古屋市中区丸の内2丁目18番15号 51KTビル3F  
 電話番号 052-220-3765 所属支部 中央

## ご逝去会員のお知らせ

東名支部	石橋 一久	会員	令和5年12月13日ご逝去	(享年76歳)
新城支部	桜井 清	会員	令和6年2月20日ご逝去	(享年91歳)
碧海支部	森田 英治	会員	令和6年3月12日ご逝去	(享年92歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会  
 会長 竹田 勲

## 退会者のお知らせ

令和6年4月1日現在

支部	氏名	退会日
中央	鈴木輝昭	令和6年1月31日
名古屋	依田健嗣	令和6年1月31日
尾張	小島啓治	令和6年1月31日
一宮	鵜飼超	令和6年1月31日
海部	松宮妃呂子	令和6年1月31日
岡崎	倉谷政伸	令和6年1月31日
東三	曾田修治	令和6年1月31日
東三	岩田たき子	令和6年1月31日
東三	裕井滋	令和6年1月31日
中央	久津屋宏平	令和6年2月5日
中央	後藤貴絵	令和6年2月20日
中央	森部泰司	令和6年2月20日
知多	酒井祐一郎	令和6年2月28日
中央	位田和仁	令和6年2月29日
西尾	藤井真琴	令和6年2月29日
碧海	鈴木理泰	令和6年2月29日
碧海	今尾健一	令和6年2月29日
尾張	浅井達史	令和6年3月25日
中央	杉田剛康	令和6年3月29日
西尾	平井治清	令和6年3月30日
中央	浅井博子	令和6年3月31日
中央	佐藤陽介	令和6年3月31日
名古屋	今井宗直	令和6年3月31日
名古屋	水谷敏明	令和6年3月31日
名古屋	神野正和	令和6年3月31日
名古屋	福島俊一	令和6年3月31日

支部	氏名	退会日
昭和	西澤征一郎	令和6年3月31日
昭和	石川玉夫	令和6年3月31日
名南	荒川恭一	令和6年3月31日
名南	田中喜久雄	令和6年3月31日
尾北	保浦和幸	令和6年3月31日
尾北	沢田和幸	令和6年3月31日
尾張	神田正文	令和6年3月31日
一宮	寛撤夫	令和6年3月31日
一宮	松村友彦	令和6年3月31日
岡崎	浅井啓一	令和6年3月31日
碧海	早川孝昭	令和6年3月31日
碧海	鈴木和秀	令和6年3月31日
東三	井口正彦	令和6年3月31日
東三	竹本英生	令和6年3月31日

## 法人会員の変更案内

法人番号 第2216501号  
 会員番号 第H103号  
 法人の名称 行政書士法人みらいへ法務事務所  
 主たる事務所の名称 行政書士法人みらいへ法務事務所  
 使用人(退職) 小野 貴行  
 変更事由 使用人の退職  
 所属支部 一宮

法人番号 第2303301号  
 会員番号 第H106号  
 法人の名称 グロースリンク行政書士法人  
 主たる事務所の名称 グロースリンク行政書士法人  
 使用人(雇用) 小野 貴行  
 変更事由 使用人の雇用  
 所属支部 名古屋

## 新規法人登録入会の紹介

法人番号 第1703801号  
 会員番号 第H44号  
 法人の名称 ミライ行政書士法人  
 主たる事務所の名称 ミライ行政書士法人  
 主たる事務所所在地 豊橋市下地町操穴45番地  
 主たる事務所電話番号 0120-961-278  
 従たる事務所の名称 ミライ行政書士法人 名古屋事務所  
 従たる事務所所在地 名古屋市緑区桃山二丁目151番地  
 従たる事務所電話番号 052-846-8172  
 社員所属事務所 那須 隆行  
 社員（脱退） 筒井 彰英  
 社員（加入） 樹神 晴久  
 変更事由 主たる事務所所在地、主たる事務所電話番号、従たる事務所設置、従たる事務所廃止、社員の所属事務所、社員の脱退、社員の加入  
 所属支部 東三

法人番号 第1604501号  
 会員番号 第H123号  
 法人の名称 ミカタ行政書士法人  
 従たる事務所の名称 ミカタ行政書士法人 豊明支店  
 従たる事務所所在地 豊明市間米町鶴根1212番地80  
 従たる事務所電話番号 0562-93-7270  
 社員（加入） 松原 伊智郎  
 変更事由 従たる事務所設置、社員の加入  
 所属支部 名南

法人番号 第1704701号  
 会員番号 第H45号  
 法人の名称 行政書士法人中村事務所  
 従たる事務所の名称 行政書士法人中村事務所 岡崎オフィス  
 従たる事務所所在地 岡崎市羽根町字東荒子57番地 AR岡崎スクエア5階  
 従たる事務所電話番号 0564-57-8517  
 社員所属事務所 大須賀 麻純  
 社員（脱退） 今尾 健一  
 変更事由 従たる事務所廃止、従たる事務所名称、社員の所属事務所、社員の脱退  
 所属支部 名古屋

法人番号 第1902901号  
 会員番号 第H57号  
 法人の名称 行政書士法人パートナー  
 主たる事務所の名称 行政書士法人パートナー  
 社員所属事務所 林 良樹  
 社員（脱退） 上村 千恵  
 変更事由 従たる事務所廃止、社員の所属事務所、社員の脱退  
 所属支部 名古屋

法人番号 第1303101号  
 従たる事務所の法人番号 第1303104号  
 会員番号 第H119号  
 入会年月日 令和5年6月14日  
 法人の名称 行政書士法人チェスター  
 主たる事務所の名称 行政書士法人チェスター  
 従たる事務所の名称 行政書士法人チェスター 名古屋事務所  
 従たる事務所 名古屋市中区栄三丁目2番3号  
 従たる事務所電話番号 052-766-5024  
 所属支部 中央

法人番号 第2400101号  
 会員番号 第H120号  
 入会年月日 令和5年11月10日  
 法人の名称 相続行政書士法人  
 主たる事務所の名称 相続行政書士法人  
 主たる事務所 一宮市せんい1丁目3番1号  
 主たる事務所電話番号 0586-81-0691  
 所属支部 一宮

法人番号 第2401101号  
 会員番号 第H121号  
 入会年月日 令和5年12月1日  
 法人の名称 行政書士法人さくら  
 主たる事務所の名称 行政書士法人さくら  
 主たる事務所 海部郡蟹江町桜一丁目101番地  
 主たる事務所電話番号 0567-69-7089  
 所属支部 海部

法人番号 第2401201号  
 会員番号 第H122号  
 入会年月日 令和5年10月26日  
 法人の名称 行政書士法人寺寫事務所  
 主たる事務所の名称 行政書士法人寺寫事務所  
 主たる事務所 名古屋市緑区鳴海町字砦19番地 砦ビル402号室  
 主たる事務所電話番号 052-627-2039  
 所属支部 名南

法人番号 第1604501号  
 従たる事務所の法人番号 第1604506号  
 会員番号 第H123号  
 入会年月日 令和5年11月1日  
 法人の名称 ミカタ行政書士法人  
 主たる事務所の名称 ミカタ行政書士法人  
 従たる事務所の名称 ミカタ行政書士法人 豊明支店  
 従たる事務所 豊明市間米町鶴根1212番地80  
 従たる事務所電話番号 0562-93-7270  
 所属支部 名南

## 事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	青木 孝裕	名古屋市中区千代田4丁目23番2号 第五富士ビル4A	460-0012	052-211-8205	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	ENGAGEMENT行政書士事務所				
中央	吉田 幸寛	名古屋市中区栄三丁目2番3号 名古屋日興証券ビル6階	460-0008	052-766-5024	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人チェスター 名古屋事務所				
西北	長谷川 薫	名古屋市西区大金町一丁目38番地 グランドメゾン庄内通テラス702	451-0082	080-4224-5116	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	長谷川薫行政書士事務所				
西北	古田 晶稔	名古屋市西区名駅二丁目14番11号 オープンレジデンス名古屋駅THECOURT201号	451-0045	090-1780-1606	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	GU行政書士事務所				
西北	上村 千恵	清須市西枇杷島町城並3丁目17番地4	452-0011	052-908-0010	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士事務所シンシア				
西北	奥山 淳			090-6383-5557	事務所電話番号
名古屋	林 良樹	名古屋市中村区椿町15番19号 秋田学園名駅ビル3階	453-0015	052-485-4678	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人パートナー				
名古屋	長井 博一	名古屋市中村区椿町20番15号 名古屋国鉄会館307号	453-0015	052-433-8292	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	小野 貴行	名古屋市中村区平池町四丁目60番地の12 グローバルゲート19階	453-6119	052-587-3036	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	グロースリンク行政書士法人				
名南	松原 伊智郎				事務所名称
	ミカタ行政書士法人 豊明支店				
名南	寺寫 直希				属性、事務所名称
	行政書士法人寺寫事務所				
名南	樹神 晴久				属性、事務所名称
	ミライ行政書士法人 名古屋事務所				
東名	角田 泰規	長久手市長配二丁目1511番地 シャトルミエ306	480-1114		事務所所在地
東名	竹内 朋行			0561-62-2976	事務所電話番号
尾北	森田 信頼	江南市東野町鐘鑄山56番地	483-8415		事務所所在地
尾北	講神 三奈				氏名
尾北	横山 敦也			0568-70-2730	事務所電話番号
一宮	岩田 京次			0586-81-0691	属性、事務所名称
	相続行政書士法人				

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
一宮	近藤 裕介	稲沢市平和町須ヶ谷郷617番地	490-1301	0567-46-2002	事務所所在地、 事務所電話番号
一宮	森 桜子			0586-81-0691	属性、事務所名称、 事務所電話番号
	相続行政書士法人				
一宮	奥 智子	一宮市大毛字行友88番地 2	491-0132		事務所所在地
海部	伊藤 幹基	海部郡蟹江町桜 1 丁目101番地	497-0038	090-9126-4844	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人さくら				
知多	幾世 偉久				事務所名称
	行政書士事務所南愛知				
知多	中井 多聞	半田市雁宿町二丁目81番地の 4	475-0918	0569-84-2303	事務所所在地、 事務所電話番号
知多	菅沼 知生				事務所名称
	PEACE行政書士事務所				
岡崎	浅井 秀士	額田郡幸田町大字相見字阿原32番地	444-0117	0564-77-4978	事務所所在地、 事務所電話番号
岡崎	田中 彩加				事務所名称
	行政書士法人中村事務所 岡崎オフィス				
碧海	杉浦 伸和			090-6807-0138	事務所電話番号
碧海	大須賀 麻純	刈谷市相生町二丁目29番地 2 K-frontビル 1 2 階	448-0027	0566-70-9655	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人中村事務所 刈谷オフィス				
碧海	古山 陽一			0566-93-3020	事務所電話番号
新城	曾田 美奈子			0536-29-0301	事務所電話番号
東三	那須 隆行	豊橋市下地町字操穴45番地	440-0083	0532-87-4325	事務所所在地、 事務所電話番号
東三	山本 真基	豊橋市前田南町一丁目 1 番地 5 2 E	440-0851	0532-26-3590	事務所所在地、 事務所電話番号



## COSMOS通信 5月号

# 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

### セミナー・相談会の開催報告

日 時 令和6年2月1日(木)  
午後1時30分～4時30分  
場 所 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室  
(愛知県大府市)  
相 談 会 相談員 久田研修部長 山野伊紀会員  
相談者 5名

日 時 令和6年2月8日(木) 午後1時～4時  
場 所 小牧市役所  
相 談 会 相談員 堀己喜男会員 鈴木良剛会員  
相談者 5名

日 時 令和6年2月21日(水) 午後1時～3時10分  
場 所 犬山市役所会議室  
相 談 会 相談員 山下須美子会員 西原公正会員  
相談者 4名

日 時 令和6年2月25日(日) 午前10時～午後2時  
場 所 めいとう福祉まつり  
(名東スポーツセンター)  
相 談 会 相談員 日下管轄長 山下須美子会員  
石谷隆広会員  
相談者 14名

日 時 令和6年3月7日(木)  
午後1時30分～4時30分  
場 所 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室  
(愛知県大府市)  
相 談 会 相談員 宮本隆会員 春原義昭会員  
相談者 5名

日 時 令和6年3月14日(木) 午後1時～3時  
場 所 扶桑町いこいの家  
相 談 会 相談員 山野伊紀会員 西原公正会員  
相談者 3名

日 時 令和6年3月19日(火) 午後1時～4時  
場 所 北名古屋市役所東庁舎  
相 談 会 相談員 池山正彦会員 西原公正会員  
相談者 2名

### セミナー・相談会の開催予定

日 時 令和6年5月2日(木)  
午後1時30分～4時30分  
場 所 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室  
(愛知県大府市)  
相 談 会 成年後見等無料相談名

日 時 令和6年5月13日(月) 午後1時～4時  
場 所 岩倉市役所市民相談室  
相 談 会 成年後見等無料相談名

日 時 令和6年5月15日(水) 午後1時～3時  
場 所 犬山市役所会議室  
相 談 会 成年後見等無料相談名

日 時 令和6年6月6日(木)  
午後1時30分～4時30分  
場 所 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室  
(愛知県大府市)  
相 談 会 成年後見等無料相談名

日 時 令和6年6月13日(木) 午後1時30分～4時  
場 所 小牧市役所新庁舎2階  
相 談 会 成年後見等無料相談名

日 時 令和6年6月18日(火) 午後1時～4時  
場 所 北名古屋市役所東庁舎  
相 談 会 成年後見等無料相談名

日 時 令和6年7月4日(木)  
午後1時30分～4時30分  
場 所 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室  
(愛知県大府市)  
相 談 会 成年後見等無料相談名

日 時 令和6年7月4日(木)  
午後1時30分～3時30分  
場 所 江南市役所西分庁舎  
相 談 会 成年後見等無料相談名

日 時 令和6年7月18日(木) 午後1時～3時  
場 所 扶桑町老人いこいの家  
相 談 会 成年後見等無料相談名

日 時 令和6年7月24日(水) 午後2時～4時  
場 所 春日井市南部ふれあいセンター  
相 談 会 成年後見等無料相談名

※尚、日程等は中止及び変更になる場合があります。

### コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。

申込先 コスモスあいち事務局  
TEL 052-908-3022

## あとかき

5月は春から初夏に移り変わる季節であり、二十四節気の「立夏」から暦の上での夏が始まります。青々とした緑が目眩しく、色とりどりの花が咲き始める、とても美しい季節です。私はこの季節が大好きで、太陽の気持ちよさや新緑の景色にも流されて何かワクワクした気持ちになります。

大人になると入学や卒業といった節目がなく、ともすれば無為に日々を過ごしてしまいがちですが、それでも5月はちょっとした高揚感とやる気の出る季節に感じます。この心躍る季節に仕事もプライベートも一歩前へ進める様に見直していきたいと思っています。さあ、今年は何をしましょうか。

広報部 貝田 和美

## 《今月の表紙》 「四谷の千枚田（よつやのせんまいだ）」

四谷地区の棚田は鞍掛山麓（883m）に美しく広がっている全体が石垣による棚状の田んぼです。高低差200mに現在30戸の農家が約420枚（最盛期には1296枚）の田を耕作しており、日本の棚田百選にも選ばれています。

棚田内の道路整備にあたっては、景観を壊さないように最小限の拡幅とするとともに、舗装は土色の透水性とし自然の環境に配慮しています。また水車小屋、ぼったり（水力により穀物を挽く道具）小屋、道路棚、農産物直売所、ゴミ集積所等の施設については石垣景観や周辺の山林と調和するようすべて木材で建設するなど地区全体の景観の調和に配慮しています。

写真：新城観光協会提供

文章：新城観光協会ホームページより抜粋・引用  
(許諾済)

### 会報324号 担当

広 報 部	担 当 副 会 長	内 藤 広 子
	部 長	野 崎 晃
	次 長	武 讓 二
	部 員	入 山 康 彦
	部 員	貝 田 和 美
会報委員会	委 員 長	長 峰 均
	副 委 員 長	石 原 遥
	本号担当委員	
	(表紙)	佐 野 潤
	(会員訪問記)	河 津 真 子

### 会報324号 令和6年5月1日発行

発行人 竹田 勲  
編集人 野崎 晃

発行所 愛知県行政書士会

〒461-0004

名古屋市東区葵一丁目15番30号

TEL 〈052〉 931-4068 (代)

FAX 〈052〉 932-3647

E-mail info@aichi-gyosei.or.jp

https://www.aichi-gyosei.or.jp

印刷所 日大印刷株式会社

# 愛知県行政書士会 令和6年度第74期定時総会

**日程** 令和6年5月30日(木)

**場所** ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋

# 愛知県行政書士政治連盟 令和6年度定期大会

**日程** 令和6年5月30日(木) 定時総会終了後

**場所** ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋

## 行政書士ADRセンター愛知



### 自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
  - ・自転車と歩行者との衝突
  - ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



### 愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



### 居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



### 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
  - ・外国人の職場での待遇についての不満
  - ・外国人の就学者に対するいじめ
  - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

### 行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体：愛知県行政書士会(所管)  
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
  - 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
  - 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号  
愛知県行政書士会館
  - 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで  
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。(認証番号No.62)
  - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
  - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

**ADR専用 Tel.052-908-3021**



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分